多度津町地域防災計画

(一般対策編)

令和 5 年 3 月 多度津町防災会議

目 次

_	般対策編		. 1
	第1章 総	。 シ 則	. 1
	第1節	目的	. 1
	第2節	計画の構成	. 1
	第3節	災害の想定と計画作成の基礎資料	. 1
	第4節	用語	. 1
	第5節	国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等	. 1
	第6節	他の計画との関係	. 2
	第7節	町計画の修正	. 2
	第8節	町計画の周知徹底	. 2
	第9節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	. 2
	第10節	う 計画の基本的考え方	11
	第2章 災	(害予防計画	13
	第1節	治山対策計画	15
	第2節	砂防対策計画	16
	第3節	河川等防災対策計画	18
	第4節	海岸防災対策計画	22
	第5節	ため池等農地防災対策計画	
	第6節	都市防災対策計画	25
	第7節	建築物等災害予防計画	26
	第8節	海上災害予防計画	
	第9節	航空災害予防計画	
	第10節	· · · — · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第11節		
	第12節		
	第13節		
	第14節		
	第15節		
	第16節		
	第17節		
	第18節	* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第19節		
	第20節	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	第21節		
	第22節		
	第23節		
	第24節		
	第25節		
	第26節		
	第27節		
	第28節		
	第29節		
	第30節		
	第31節	5 帰宅困難者対策計画	(1

第1節 活動体制計画. 第2節 広域的応援・受援計画. 第3節 自衛隊災害派遣要請計画. 第4節 気象情報等伝達計画. 第5節 災害情報収集伝達計画. 第6節 通信運用計画. 第7節 広報活動計画. 第8節 災害救助法適用計画. 第9節 救急救助計画. 第10節 医療救護計画.	84 88 91 104 108 111 113 116 118 122 124 128 138 140 141
 第 3 節 自衛隊災害派遣要請計画. 第 4 節 気象情報等伝達計画. 第 5 節 災害情報収集伝達計画. 第 6 節 通信運用計画. 第 7 節 広報活動計画. 第 8 節 災害救助法適用計画. 第 9 節 救急救助計画. 第 1 0 節 医療救護計画. 	88 91 104 108 111 113 116 118 122 124 128 138 140 141 143
 第4節 気象情報等伝達計画. 第5節 災害情報収集伝達計画. 第6節 通信運用計画. 第7節 広報活動計画. 第8節 災害救助法適用計画. 第9節 救急救助計画. 第10節 医療救護計画. 	91 104 108 111 113 116 118 122 124 128 138 140 141
第 5 節 災害情報収集伝達計画. 第 6 節 通信運用計画. 第 7 節 広報活動計画. 第 8 節 災害救助法適用計画. 第 9 節 救急救助計画. 第 1 0 節 医療救護計画.	104 108 111 113 116 118 122 124 128 138 140 141
第 6 節 通信運用計画. 第 7 節 広報活動計画. 第 8 節 災害救助法適用計画. 第 9 節 救急救助計画. 第 1 0 節 医療救護計画.	108 111 113 116 118 122 124 128 138 140 141
第 7 節 広報活動計画. 第 8 節 災害救助法適用計画. 第 9 節 救急救助計画. 第 1 0 節 医療救護計画.	111 113 116 118 122 124 128 138 140 141 143
第 8 節 災害救助法適用計画. 第 9 節 救急救助計画. 第 1 0 節 医療救護計画.	113 116 118 122 124 128 138 140 141 143
第 9 節 救急救助計画	116 118 122 124 128 138 140 141 143
第10節 医療救護計画	118 122 124 128 138 140 141 143
	122 124 128 138 140 141 143
ケー・ケー FD A は Y 子 元:	124 128 138 140 141 143
第11節 緊急輸送計画	128 138 140 141 143
第12節 交通確保計画	138 140 141 143
第13節 避難計画	140 141 143
第14節 食料供給計画	141 143
第15節 給水計画	143
第16節 生活必需品等供給計画	
第17節 防疫及び保健衛生計画	1 4 -
第18節 廃棄物処理計画	
第19節 遺体の捜索、処置及び埋火葬計画	
第20節 住宅応急確保計画	
第21節 社会秩序維持計画	
第22節 文教応急対策計画	
第23節 公共施設等応急復旧計画	
第24節 ライフライン等応急復旧計画	
第25節 農林水産関係応急対策計画	
第26節 ボランティア受入計画	
第 2 7 節 要配慮者応急対策計画	
第28節 被災動物の救護活動計画	
第29節 水防等活動計画	
第30節 海難等災害対策計画	
第31節 海上大量流出油等災害対策計画	
第32節 航空災害対策計画	
第33節 鉄道災害対策計画	
第34節 道路災害対策計画	
第35節 原子力災害対策計画	
第36節 危険物等災害対策計画	
第37節 大規模火災対策計画	
	180
	1 00
	189
第3節 被災者等生活再建支援計画	
第4節 義援金等受入配分計画	

一般対策編

第1章 総 則

第1節 目的

多度津町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための町域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、町及び防災関係機関及び町民が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の構成

多度津町地域防災計画は、この計画「一般対策編」のほか「地震対策編」及び「津波対策編」「資料編」で構成する。

第3節 災害の想定と計画作成の基礎資料

災害の種類は、台風、大雨等を原因とする風水害のように予知し得るものと、大火等のように予知し得ないものとがあるが、この計画は、本町の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、作成した。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

県本部とは、香川県災害対策本部をいう。

町本部とは、多度津町災害対策本部をいう。

県計画とは、香川県地域防災計画をいう。

町計画とは、多度津町地域防災計画をいう。

県本部長とは、香川県災害対策本部長をいう。

町本部長とは、多度津町災害対策本部長をいう。

第5節 国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法(強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法)第13条の規定に基づき、多度津町国土強靱化地域計画を多度津町総合計画と整合・調和を図りつつ令和2年5月に策定しており、本町の様々な分野別計画の国土強靱化施策を推進するうえで指針となるため、国土強靱化に関する部分は同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- (1) 町民の生命を守る
- (2) 町と地域社会の重要な機能を維持する
- (3) 町民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興を行う

第6節 他の計画との関係

この計画は、県計画を基準として、共通する計画については、県計画を準用し、その範囲内において作成する。また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画等との整合を図る。

第7節 町計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため毎年検討を加え、必要があると認めるときは、多度津町防災会議に諮り修正する。

また、町は地域防災計画を香川県防災対策基本条例(平成 18 年香川県条例第 57 号)に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の修正の検討にあたっては、当該課題に配慮する。

第8節 町計画の周知徹底

この計画は、町の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、必要と認める事項については、町民にも広く周知を図る。

第9節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 防災関係機関及び町民の責務
- (1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、 危機に際し、町民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水 道水を供給する事業者として、町民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維 持するため、県、町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水 道水を安定して給水できるよう努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施すると

ともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、 自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図る とともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動 に協力する。

(7) 町民

町民は、災害時には自らの命を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

- 2 防災関係機関及び町民等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (1) 町
 - ○地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
 - ○防災に関する組織の整備
 - ○防災訓練の実施
 - ○防災知識の普及及び防災意識の啓発
 - ○防災教育の推進
 - ○自主防災組織の結成促進及び育成指導
 - ○防災に関する施設等の整備及び点検
 - ○特別警報等の町民への周知
 - ○災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - ○高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設
 - ○避難行動要支援者の避難支援活動
 - ○災害、水防その他の応急措置
 - ○被災者の救助、医療救護その他保護措置
 - ○被災した児童生徒等の応急教育
 - ○被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
 - ○緊急輸送等の確保
 - ○食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
 - ○災害復旧の実施
 - ○ボランティア活動の支援
 - ○その他災害の防ぎょ又は拡大防止のための措置
- (2) 多度津町消防本部
 - ○防災教育及び消防訓練
 - ○消防資機材等の点検及び整備
 - ○災害情報等の収集及び必要な広報
 - ○火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
 - ○被災者、負傷者等の検索・救助及び搬送
- (3) 多度津町消防団
 - ○消防訓練及び消防資機材等の点検
 - ○災害、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置
 - ○被災者、負傷者等の検索・救助
- (4) 県
 - ア 香川県
 - ○地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務

- ○防災に関する組織の整備
- ○防災訓練の実施
- ○防災知識の普及及び防災意識の啓発
- ○防災教育の推進
- ○自主防災組織の結成促進及び育成指導
- ○防災に関する施設等の整備及び点検
- ○他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整
- ○特別警報等の市町への周知
- ○災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ○被災者の救助、救護その他保護措置
- ○被災した児童生徒等の応急教育
- ○被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
- ○緊急輸送等の確保
- ○食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- ○交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
- ○災害復旧の実施
- ○ボランティア活動の支援
- ○その他災害の防ぎょ又は拡大防止のための措置
- イ 香川県中讃土木事務所
 - ○県所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策
 - ○水防活動及び水防予警報の伝達
- ウ 香川県中讃保健福祉事務所
 - ○災害時における保健衛生活動、保健衛生の指導及び防疫活動
- (5) 香川県警察(丸亀警察署)
 - ○災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握
 - ○被災者の救出救助及び避難誘導
 - ○連絡員(リエゾン)の被災地方公共団体への派遣
 - ○交通規制及び管制
 - ○広域応援等の要請及び受入
 - ○遺体の検視(見分)等の措置
 - ○犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持
- (6) 香川県広域水道企業団
 - ○災害時における水道の被害情報の収集並びに県及び町への報告連絡
 - ○災害時における水道水の供給確保
 - ○水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施
- (7) 指定地方行政機関
 - ア 中国四国管区警察局四国警察支局
 - ○支局内各県警察の災害活動及び相互援助の指導、調整
 - ○警察庁及び他管区警察局との連携
 - ○支局内防災関係機関との連携
 - ○支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
 - ○警察通信の確保及び統制
 - ○広域緊急援助隊の運用
 - ○支局内各県警察への津波警報等の伝達
 - イ 四国地方整備局(香川河川国道事務所、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORC
 - E)・災害対策現地情報連絡員(リエゾン))
 - ○河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項
 - ○港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理

- ○港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導
- ○海上の流出油等に対する防除措置
- ○港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- ○空港の災害復旧
- ○緊急災害対策派遣隊(TEC−FORCE)等の被災地方公共団体への派遣
- ウ 四国総合通信局
 - ○災害時に備えた電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための 調整及び電波の統制監理
 - ○災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理
 - ○災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
 - ○災害時における通信機器、移動電源車の貸出
 - ○地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
- エ 四国財務局
 - ○公共十木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業の査定立会
 - ○地方公共団体に対する災害融資
 - ○災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
 - ○災害時における金融機関の業務運用の確保及び金融上の措置
- 才 四国厚生支局
 - (独) 国立病院機構等関係機関との連絡調整
- カ 四国経済産業局
 - ○被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ○災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保
 - ○危険物等の保安の確保
 - ○災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
- キ 四国運輸局
 - ○輸送機関、その他関係機関との連絡調整
 - ○陸上及び海上における緊急輸送の確保
 - ○自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る 災害応急対策の指導
- ク 大阪航空局(高松空港事務所)
 - ○空港施設の整備及び点検(管制部門)
 - ○災害時の飛行規制等とその周知
 - ○緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門)
 - ○緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等
 - ※:上記の1つめ、3つめの業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営 委託している。
- ケ 国土地理院四国地方測量部
 - ○災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
 - ○防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
 - ○地理情報システム活用の支援・協力
 - ○国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧 測量、地図の修正測量の実施
 - ○公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に 基づく実施計画書への技術的助言
 - ○地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
- コ 大阪管区気象台(高松地方気象台)
 - ○気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び、発表
 - ○気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象

- の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ○気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ○地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ○防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- サ 第六管区海上保安本部 (高松海上保安部)
 - ○特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等
 - ○災害時における人員及び物資の緊急輸送
 - ○海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持
 - ○航路標識等の整備
- シ 中国四国地方環境事務所
 - ○環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - ○廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
 - ○家庭動物の保護等に係る支援
- ス 香川労働局
 - ○労働災害防止についての監督指導等
 - ○被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速適正な労災補償の 実施
 - ○二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導
 - ○災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保
 - ○被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導
- セ 中国四国農政局(香川県拠点)
 - ○海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、 農業施設等の防護
 - ○農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
 - ○農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
 - ○農作物、農地、農業用施設等の被害状況のとりまとめ
 - ○被災地への営農資材の供給の指導
 - ○被災地における病害虫防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握
 - ○災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧 事業の実施及び指導
 - ○地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付
 - ○被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
 - ○災害時における応急食料(米穀、乾パン)の緊急引渡し
- ソ 四国森林管理局(香川森林管理事務所)
 - ○災害応急対策用木材(国有林)の供給
 - ○民有林における災害時の応急対策等
- タ 中国四国防衛局
 - ○災害時における防衛省(本省)及び自衛隊との連絡調整
 - ○災害時における米軍部隊との連絡調整
- チ 中国四国産業保安監督部四国支部
 - ○高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保
 - ○災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

(8) 自衛隊

○災害派遣の実施

(被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等)

(9) 指定公共機関

- ア 日本銀行(高松支店)
 - ○銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - ○資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ○金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - ○金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - ○各種措置に関する広報
- イ 日本赤十字社(香川県支部)
 - ○医療救護
 - ○こころのケア
 - ○救援物資の備蓄及び配分
 - ○血液製剤の供給
 - ○義援金の受付及び配分
 - ○その他応急対応に必要な業務
- ウ 四国旅客鉄道(株)
 - ○鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - ○列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
 - ○災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
- エ NTT 西日本 (株) (香川支店)、KDDI (株) (四国支店)、(株) NTT ドコモ四国支社、NTT コミュニケーションズ (株)、ソフトバンク (株)、楽天モバイル (株)
 - ○電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - ○災害時における非常緊急通話の確保
- 才 四国電力送配電(株)(丸亀事業所)
 - ○電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - ○災害時における電力の供給確保
- 力 日本郵便(株)四国支社(高松中央郵便局)(多度津町内郵便局)
 - ○郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
 - ○被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、 被災地あての救助用郵便物の料金免除
 - ○被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
- キ 日本放送協会(高松放送局)
 - ○予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施
 - ○被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
 - ○社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
- ク 日本通運 (株) (四国支店)、四国福山通運 (株) (高松支店)、佐川急便 (株) (四 国支店)、ヤマト運輸 (株) (香川主管支店)、四国西濃運輸 (株) (高松支店)
 - ○災害時における陸上輸送の確保
- ケ (独) 水資源機構吉野川本部
 - ○香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
- コ (独) 国立病院機構中国四国グループ
 - ○災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに 派遣の支援
 - ○広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保 の支援
 - ○災害時における(独)国立病院機構の被災情報の収集、通報
 - (独) 国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
- サ 西日本高速道路(株)四国支社
 - ○高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施

- シ 本州四国連絡高速道路(株)坂出管理センター
 - ○瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
- ス イオン (株)、(株) セブン-イレブン・ジャパン、(株) ローソン、(株) ファミリーマート、(株) セブン&アイ・ホールディングス
 - ○災害時における物資の調達・供給確保
- (10) 指定地方公共機関
 - ア 土地改良区
 - ○水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
 - イ 四国ガス(株)
 - ○ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - ○災害時におけるガス供給の確保
 - ウ (株) 四国新聞社、(株) 瀬戸内海放送、西日本放送(株)、RSK山陽放送(株)、 岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、(株) エフエム香川
 - ○予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施
 - ○被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
 - エ (一社) 香川県LPガス協会
 - ○LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - ○災害時におけるLPガス供給の確保
 - 才 高松琴平電気鉄道(株)
 - ○鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - ○電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
 - ○災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
 - カ (一社) 香川県バス協会、(一社) 香川県トラック協会
 - ○災害時における陸上輸送の確保
 - キ 香川県離島航路事業協同組合、ジャンボフェリー (株)
 - ○災害時における海上輸送の確保
 - ク (一社) 香川県医師会
 - ○災害時における収容患者の医療の確保
 - ○災害時における負傷者等の医療救護
 - ケ (公社) 香川県看護協会
 - ○被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動
 - ○災害時における救護所、避難所等での医療救護活動
 - ○大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナース の応援要請
- (11) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - ア 香川県農業協同組合(多度津支店)
 - ○関係機関が行う被害調査の協力
 - ○被災施設等の災害応急対策
 - ○被災組合員に対する融資等の斡旋
 - イ 多度津町、白方、多度津町高見漁業協同組合
 - ○関係機関が行う被害調査の協力
 - ○被災施設等の災害応急対策
 - ○被災組合員に対する融資等の斡旋
 - ウ 多度津商工会議所
 - ○関係機関が行う被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力
 - ○物資等の供給確保及び物価安定についての協力
 - エ 多度津地区医師会及び医療機関
 - ○災害時における収容患者の医療の確保

- ○災害時における負傷者等の医療救護
- オ 社会福祉施設、学校等の管理者
 - ○災害時における入所者、生徒等の安全の確保
 - ○災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
- 力 多度津町社会福祉協議会
 - ○被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
 - ○ボランティアセンターの設置、運営
- キ 金融機関
 - ○被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- ク 燃料取扱機関
 - ○燃料取扱施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - ○災害時における燃料供給の確保
- ケー火薬類取扱機関
 - ○災害時における火薬類の保安措置
- コ たどつ汽船(株)
 - ○災害時における海上輸送の確保

(12) 町民

- ○自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
- ○防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特 徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時にとるべき行動に関する知 識の習得に努める。
- ○生活地域における地形、地質、過去の災害記録などの情報を収集するよう努める。
- ○指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ 家族で確認しておく。
- ○建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- ○家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を とるよう努める。
- ○ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作 物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
- ○被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
- ○災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等 の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
- ○高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の 際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- ○自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- ○災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に 努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が高齢者等避難、避難指 示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。
- ○避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(13) 自主防災組織

- ○あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認する よう努める。
- ○指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
- ○災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を 示した災害予測地図・防災地図 (ハザードマップ) を作成するよう努める。
- ○避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう

努める。

- ○災害時等に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所 等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
- ○地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修 を行うよう努める。
- ○地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
- ○町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等について あらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- ○町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- ○災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(14) 事業者

- ○災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防 災対策の責任者及び災害時に従業員がとるべき行動等を定めて、従業員に対し て研修等を行うよう努める。
- ○管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努める。
- ○町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- ○災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第10節 計画の基本的考え方

平成23年3月11日の東日本大震災(東北地方太平洋沖地震:海溝型地震、マグニチュード9.0)は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災町民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生した。

国においては、災害対策基本法が平成24年6月と平成25年6月に改正されるとともに、防災基本計画が平成24年9月と平成26年1月に修正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。さらに、平成25年6月の改正では、自力避難が難しい一人暮らし高齢者や障害者等の「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられた。

県においては、東日本大震災の課題を踏まえ、香川県地域防災計画が平成23年度に引き続き平成25年6月に見直されており、平成25年度においては、南海トラフを震源とする巨大地震による被害想定の検討が進められている。

本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組を進めていくため、多度津町 地域防災計画を改訂する。

さらに、町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、町民、事業所、 団体等が総力をあげて災害対策に取組む。

また、本節の内容は、「地震対策編」「津波対策編」においても共通の考え方とする。

1 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制・応急体制を確保するため、「職員初動マニュアル」や「避難所運営マニュアル」等の整備・活用を図る。

また、ハザードマップ、防災ガイドブック等の整備並びに周知・活用によって、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

情報の受伝達や広報については、町防災行政無線施設の充実整備や、通信各社を経由した緊急速報メールの「災害・避難情報」の提供等を継続実施していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災 訓練の実施、県・他市町間の相互応援協力体制の整備を図る。

2 総合的な風水害・土砂災害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、台風・集中豪雨等による風水害が多発して おり、ハード、ソフトー体となった総合的な取組により、災害危険箇所の安全を確保する 必要がある。

台風・集中豪雨等による河川の氾濫等風水害の被害を軽減するため、今後も河川施設等の改修、下水道及び治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

また、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進とともに、土砂災害警戒情報等の 伝達や、避難情報の判断基準を的確に運用し、避難体制の整備等ソフト面での対策を推 進する。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図ると ともに、ソフト対策については、一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者の避難支援や 自主防災活動の強化、ハザードマップ等の整備・活用と、警戒情報などの連絡体制の充実 を図っていく。

また、浸水想定区域内の高齢者等利用施設、大規模工場等の事業所においては、避難確

保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

3 事故災害等災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、大規模な火災、竜巻・突風、危険物の爆発、鉄道事故、航空機事故、原子力事故等が挙げられる。特に、本県に隣接する愛媛県伊方町には、四国電力伊方発電所が位置しており、本町までの距離は約159kmとなっている。また、島根県松江市鹿島町に位置する中国電力島根原子力発電所から本町までの距離は約157kmとなっている。

これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組を進める。

4 「自助」・「共助」・「公助」による取組の強化、自主防災組織の育成支援

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ること は困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体によ る「自助」・「共助」の取組を推進していく。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図るとともに、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策(行動)の大切さを広く啓発していく。

5 事業所、団体等の防災力の取組

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が 展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるように努めることが必要 になっている。

事業所や産業団体については事業継続計画(BCP)の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組を促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等への協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

6 要配慮者対策の推進

一人暮らし高齢者や障害者等(以下「要配慮者」という。)の内、避難行動が困難な者の避難支援を円滑に行うため、要配慮者の内、希望する者の状況等を登載した「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

7 受援体制の整備

東日本大震災や熊本地震等の大規模地震のほか、平成27年関東・東北豪雨災害においても、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の応急対応に支障をきたしており、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、町業務継続計画を見直していくほか、町受援計画の策定により、業務継続体制の確保、支援受入の体制整備を図っていく。

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林 法に基づき、山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成、流域保全総合治山等の治 山事業を推進する。

(主な実施担当)

建設課、産業課

(実施内容)

1 現況

本町には、山地災害危険地区が 18 箇所あり、その内訳は、山腹崩壊危険地区が 14 箇所、崩壊土砂流出危険地区 4 箇所となっている。

2 治山事業の実施

山地災害危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治 山事業を実施する。

(1) 町が実施する治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、補助治山事業として町が防災工事又は 復旧工事を実施する。

- (2) 県が実施する治山事業等
 - ア 山地治山総合対策事業
 - イ 予防治山事業
 - ウ 流域保全総合治山事業
 - 工 森林荒廃地緊急整備事業

3 山地災害危険地区の周知等

町は、県が実施した山地災害危険地区の調査結果を地域防災計画に掲載するとともに、 県及び関連機関と協力して山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、現地への標示板 の設置や広報活動並びに「山地防災パンフレット」等の防災に関する冊子を作成・配布す るなど、防災意識の向上に努め、地域住民等への周知を行い、山地災害の未然防止を図 る。

なお、山地災害危険地区の周知にあたっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、町民等と連携した定期点検等を実施することにより普及啓発を図る。

4 要配慮者利用施設対策

県は、要配慮者利用施設に係る山地災害危険地区における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地区に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、山地災害の未然防止を図る。

町は、要配慮者利用施設に係る情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

* 参 考

: 山腹崩壊危険地区 (資料編 2資料-1): 崩壊土砂流出危険地区 (資料編 2資料-2)

第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、流域治水に基づき、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を行うとともに、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の適切な管理など総合的な土砂災害対策を推進する。

(主な実施担当)

総務課、建設課

(実施内容)

1 防災工事の実施

県は渓流の侵食防止のための渓流保全工事、がけ崩れ防止のための急傾斜地崩壊防止 工事及び関係施設の整備を行う。

町は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、必要に応じて対策工事を推進する。

- 2 総合的土砂災害対策
- (1) 土砂災害警戒区域等の周知

町は、県からの土砂災害警戒区域等に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載する。また、町は県と協力して、広報活動、地域住民等への周知を徹底する。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、次の内容を踏まえて、町民の避難体制の強化のため、県から必要な助言を受け、土砂災害に関する警戒避難体制の整備を図る。

- ア 警戒又は避難を行うべき基準の運用(土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等)
- イ 適切な避難方法の周知(避難情報の発令対象区域(大字単位で発令)、情報の収集 伝達体制、ハザードマップ作成等)
- ウ 要配慮者への支援体制の整備
- エ 適切な指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路の選定、周知、運営
- オ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- カ 防災意識の普及(町民説明会、防災訓練、防災教育などの実施)
- (3)情報の収集、伝達体制の確立

町及び県は、町民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(4) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な管理

町は、土砂災害警戒区域等が指定された場合、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を町民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(5) 避難情報の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する町民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

(6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

町は、土砂災害警戒区域等が指定された場合、土砂災害に関する情報の伝達方法、急

傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難場所等及び避難経路等に関する事項 その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を町民等に周知 するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(7) 町民に対する普及啓発

町及び県は、土砂災害に関する情報等を町民等に周知し、土砂災害に関する知識の 向上と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂 災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、 普及啓発を図る。

3 要配慮者利用施設対策

- (1) 県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、町は県及び関係機関と協力して、警戒避難体制の確立に努める。
- (2) 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、町は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定める。

また、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難 訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行う。

(3) 土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画について町長に報告する。

* 参 考

: 土石流危険渓流 (資料編 2資料-5)

第3節 河川等防災対策計画

洪水等による災害を防止するため、流域治水に基づき、各種河川工事や公共下水道(雨水)工事を実施し、維持管理の強化と併せて、河川改修や公共下水道整備を推進するとともに、洪水ハザードマップを作成し、周知の徹底を図る。また、雨水出水(内水)による浸水災害を防止するため、下水道事業における雨水排除対策を進めることにより、水防対策を推進する。

(主な実施担当)

総務課、建設課

(実施内容)

1 河川工事等の実施

河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

(1) 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限にとどめるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

(2) 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

(3) 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営にあたっては、施設の長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。

(4) 公共下水道(雨水)工事の実施

町は、雨水ポンプ場等の公共下水道工事の実施及び整備を進めることで、洪水被害の拡大防止に努める。

(5) 情報の収集・伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計等の観測機器の配備を中心とした水防 情報システムの整備等を推進する。

2 河川等水災防止対策の実施

国、県及び町は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位周知河川(以下「洪水予報河川等」という。)及び水防警報河川の指定や洪水浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう努めるとともに、水防団等の育成・強化により水災防止対策を推進する。

(1) 避難情報の発令基準の設定

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

(2) 洪水浸水想定区域の指定

県は、洪水予報河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に洪水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長に通知する。

県は、その他河川についても、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に 洪水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するため、優先順位の高い 河川から洪水浸水想定区域図の作成について検討を行う。

現在、本町に関係する河川では、県により金倉川及び弘田川が水位周知河川に指定され、洪水浸水想定区域図が公表されている。また、洪水予報河川である土器川の洪水想定浸水区域には、本町も含まれている。

- ア 金倉川水系金倉川の浸水想定区域図 (令和元年 12 月 26 日指定) 金倉川流域の 24 時間総雨量 726.6mm の雨量を想定して作成
- イ 弘田川水系弘田川の浸水想定区域図(令和3年5月14日指定) 弘田川流域の24時間総雨量761mmの雨量を想定して作成
- ウ 土器川水系土器川の浸水想定区域図(平成28年12月12日指定) 土器川流域の6時間雨量356mmの雨量を想定して作成
- (3) 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置
 - ア 町において定める事項等

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

イ 町において名称及び所在地を定める施設

町は、洪水浸水想定区域内に高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(以下、「要配慮者利用施設」という。)で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、その施設の名称及び所在地を規定するとともに当該施設の所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

また、当該施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行う。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

(4) 洪水ハザードマップの作成・普及

洪水ハザードマップは、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判別できる必要もある。生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に避難することが必要であるため、町において適切に洪水ハザードマップの作成・普及を図る。

国及び県は、洪水ハザードマップの作成・普及を促進するため、必要な技術的支援を 行う。

(5) 水防団等の育成・強化

町は、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団等の活性化を推進するなど、水防活動の担い手を確保し、その育成及び強化を図る。

(6) 大規模氾濫減災協議会

水災については、国(国土交通大臣)及び知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「香川県大規模氾濫等減災協議会」等を活用し、町、国、県、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

(7) タイムラインの作成

町は、河川の氾濫に備えて、水防団をはじめその他関係機関と連携して、地域特性 や河川水位を考慮し、水位周知河川毎にタイムラインを策定するよう努めるものとす る。

3 雨水出水水災防止対策の実施

町は、公共下水道事業計画等に基づき、雨水排除施設である管渠やポンプ場の工事を 実施するとともに、雨水出水浸水想定区域の指定や内水ハザードマップの作成等の事前 情報の提供により水災防止対策を推進する。

(1) 雨水出水浸水想定区域の指定

町は、公共下水道等の排水設備について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表できるように雨水出水浸水想定区域の指定に向けて取り組む。

(2) 雨水出水浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 町において定める事項等

町は、雨水出水浸水想定区域を指定したときは、当該雨水浸水想定区域ごとに、雨水出水予報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として町が行う雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民・滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他必要な措置を講じる。

イ 町において名称及び所在地を定める施設

町は、雨水出水浸水想定区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものでその雨水出水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、その施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する雨水出水に係る予報等の伝達方法を定める。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

雨水出水浸水想定区域内に位置し、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

エ 雨水出水による浸水実績、浸水想定区域の公表

町は、雨水出水による浸水実績、浸水想定区域を公表し、雨水出水時の避難体制の整備等を行う。

オ 民間の雨水貯留施設等との連携

町は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

4 災害協定等の締結

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらか じめ、災害協定等の締結に努める。

* 参 考

: 水閘門及び排水ポンプ施設一覧(資料編 2資料-6): 河川重要水防区域・浸水危険地区(資料編 2資料-8): 要配慮者利用施設(資料編 2資料-24)

第4節 海岸防災対策計画

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、 侵食対策事業等の海岸保全事業を行い、町土の保全を図る。

(主な実施担当)

建設課、産業課

(実施内容)

1 津波、高潮対策事業

海岸管理者は、津波、高潮、波浪等による被害を防止するため、次のような海岸堤防、 防潮水門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。町内にある海岸及び河口部の内陸水 排除の水門についての施設維持補修は、施設管理者において行う。

(1) 高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の海 岸保全施設の新設、改良等を行う。

(2)侵食対策事業

海岸管理者は、海岸の侵食による被害を防止するため、護岸、突堤等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

(3) 補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

(4)海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、遊歩道、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

(5) 海岸保全施設の維持及び修繕

定期的な巡視又は点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、対応 が必要な変状が認められた時は、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能 維持を図る。また、今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計 画を策定し維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

2 水災防止対策の実施

町及び国、県は、それぞれ水防法の定めるところにより、水防警報海岸、水位周知海岸の指定や高潮浸水想定区域の指定、高潮ハザードマップの作成等の事前情報の提供により水災防止対策を推進する。

(1) 高潮警報等が発表された場合における避難情報の発令基準

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

また町は、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。この際、国は、これらの基準及び対象区域の設定並びに見直しについて、必要な助言等を行う。

(2) 高潮ハザードマップの作成・普及

町は、国又は県の支援を受けて高潮等ハザードマップの作成・普及を図ることにより、町民の高潮災害に対する警戒意識を啓発する。

(3) 高潮浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 町において定める事項等

町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、当該高潮浸水想定区域ごとに、高潮に係る水位情報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として高潮に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

イ 町において名称及び所在地を定める施設

町は、高潮浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合には、その施設の名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する高潮に係る水位情報等の伝達方法を定める。

また、当該施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行う。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

* 参 考

 : 水閘門及び排水ポンプ施設一覧
 (資料編 2資料-6)

 : 量水標における通報水位(潮位)及び
 (資料編 2資料-7)

 : 海岸重要水防区域
 (資料編 2資料-9)

: 港湾重要水防区域: 漁港重要水防区域(資料編 2資料-10)(資料編 2資料-11)

第5節 ため池等農地防災対策計画

ため池の決壊等による周辺住民への災害を未然に防止するため、老朽ため池の整備等を 行い、町民生活の安全を図るとともに、農業用水として必要な水を確保する。

(主な実施担当)

産業課、(土地改良区)

1 現況

ため池は町内に散在しており、主要なため池については改修が行われているが、老朽 化がすすんで改修を必要とするものがある。

また、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」における 防災重点農業用ため池の指定基準に基づき、本町においては令和2年度において46箇所 の防災重点農業用ため池が指定された。

2 ため池等整備事業

町及び土地改良区は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池整備事業及びその他補助事業を活用し、逐次改修を行う。また各水利組合が維持管理及び保守点検を行い、災害の防止に努める。

3 防災重点農業用ため池の優先的実施対策

町は、防災重点農業用ため池について、県の支援を受けて、ため池ハザードマップの作成・更新や緊急連絡体制の整備、浸水想定区域図の作成、ため池データベースの充実、ため池防災支援システムの活用等の対策を行う。

4 ため池の避難対策

町は、防災重点農業用ため池について、県の支援を受けて、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等ICT機器の整備を推進するものとする。

* 参 考

: ため池一覧 (資料編 2資料-13)

第6節 都市防災対策計画

町における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した町の施設の整備や各種防災対策を積極的に推進する。

(主な実施担当)

総務課、建設課、消防本部

1 町の施設の整備推進

(1) 計画街路の整備

道路は、防火帯としての役割を果たすなど、災害予防上重要な施設であるので、防災機能を十分考慮して、町の計画街路整備を促進する。

町は、区域内道路の整備、拡幅により区域内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(2) 公園等の整備

公園・緑地等は、災害時の町民の重要な避難場所であり、応急救護活動、物資集積等の基地として活用することができる重要な防災施設であるので、その位置等については、地域の状況に応じ計画的に行う。

町は、公園・緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 町の防災対策の推進

(1) 都市計画における防災対策の位置づけ

町は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、町都市計画マスタープランと町地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、中讃広域都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

(2) 住居系用途地域の指定

町は、河川の洪水等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

町は、中心街区における火災の危険を防除するため、土地利用度、建築密度が高く、 防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

(4) 地区計画による防災まちづくり

町は、災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、必要に応じて、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

(5) 災害に強いまちづくり

町は、立地適正化計画によるコンパクトで安全なまちづくりの推進にあたっては、 災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区 域におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位 置付ける。

(6) 住宅地区改良事業

町は、市街地にある不良住宅地や密集市街地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(7) 宅地造成等の規制

県は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

第7節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、町民の生命、財産等を保護するため、建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図る。

(主な実施担当)

建設課、消防本部

1 防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。

また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努める。

2 特殊建築物の防災指導

消防本部及び県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。町は、情報提供等の協力を行う。

3 落下物等の防止対策

町は、県が行う建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等(以下「窓ガラス等」という。) の飛散・落下防止、給湯設備の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発 に協力する。

町民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。また、ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機(以下、「工作物等」)という。)を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

4 がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、県に対し、建築に関する制限の働きかけを行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

5 高耐久建築物の建設促進

県は、都市の不燃化を促進するため、住宅金融支援機構融資等による高耐久建築物の 建設の促進を図る。町はこれについて広報する等、促進に協力する。

6 被災建築物·被災宅地応急危険度判定

町は、災害により被災した建築物・宅地の危険度を判定するため県が実施する応急危険度判定士の育成に対して、建築等関係団体とともに協力する。

第8節 海上災害予防計画

船舶の衝突、転覆、火災、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

(主な実施担当)

総務課、住民環境課、産業課、消防本部

1 資機材の整備等

町、坂出海上保安署、県警察本部及び関係事業者等は、捜索、救助、救急活動を実施するため、船舶、航空機、潜水機材、救助用資機材の整備に努める。また、捜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

2 油等の大量流出時における防除活動

町、坂出海上保安署、水難救済会、関係事業者等は、油等が大量に流出した場合に備え、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図る。また、防除資機材の配備状況を把握するとともに計画的に整備を行う。

3 海上防災思想の普及等

町、県等は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、一般財団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

4 海ごみ対策

町、県、四国地方整備局等は、大量に流木等が発生した場合に備えて、情報を的確に把握し迅速に対応できるよう連携体制や回収・処理体制の整備を図る。

第9節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

(主な実施担当)

消防本部

1 資機材の整備等

県及び消防本部、高松空港事務所、警察本部等は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。町は資機材の整備、備蓄の確保等に協力する。

- (1) 捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- (2) 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- (3) 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- (4) 応急救護用医薬品、医療資機材

第10節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、安全運転の確保、安全施設等の整備、防災体制の整備等を図る。

(主な実施担当)

消防本部

1 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

2 安全施設等の整備

鉄道事業者は、路線の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化、施設内の排水対策等、安全施設の整備を図る。

3 防災体制の整備

鉄道事業者は、消防機関と協定している鉄道災害時の安全対策に関する覚書に基づき、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

4 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第11節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

(主な実施担当)

建設課

1 道路施設等の整備

道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- (1) 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
- (2) 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋りょう補強工事等を行うととも に、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することによ り、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- (3) 道路敷地内に設置されている道路標識等の道路施設について、補強、整備を行うとともに電線共同溝等の整備に努める。
- (4) 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
- (5) 危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。

2 協力体制の確立

道路管理者は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、 道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報 交換、相互応援体制の確立等を図る。

3 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険である と認められる場合は、通行規制を行う。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

4 防災訓練の実施

道路管理者等は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 除雪体制の整備

- (1) 道路管理者は、集中的な大雪等に対し、道路交通を確保できるよう、除雪活動を 実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、 所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率 的・効果的な除雪に努める。
- (2) 道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。
- (3) 道路管理者は、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

- (4) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議して設定する。
- (5) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除するための措置について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議し、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。
- (6) 道路管理者は、集中的な大雪時の道路交通を確保できるよう他の道路管理者をはじめその他関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

第12節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健 医療体制の整備等を図る。

(主な実施担当)

全課

1 概要

香川県周辺の原子力発電所は、愛媛県にある伊方発電所であり、町役場庁舎から約159kmの位置にある。また、島根県にある島根原子力発電所は、町役場庁舎から約157kmの位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、県との間において原子力発電 所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

町、県、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、町民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、県、町は、町民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障害者等の要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、整備を図る。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し速やかな連絡を 行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体 制の整備を図る。

3 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

町は、県、国等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における 緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

町、県、水道事業者(香川県広域水道企業団をいう。以下同じ。)、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

5 緊急時の保健医療体制の整備

町は、県、国、保健医療機関と連携し、町民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除 染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

6 広域的な応援体制の整備

町及び県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。)及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

7 知識の普及啓発

町、県、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、町民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及啓発を図る。

第13節 危険物等災害予防計画

危険物(石油類等)、高圧ガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の 高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

(主な実施担当)

消防本部

1 現況

町には、石油類、高圧ガス等の危険物施設があり、特に配慮を要する大規模施設や危険性の高い物質を取扱う施設は、臨海工業地区に集中している。

2 施設の安全性の確保

- (1) 町は、消防法及び町条例により、危険物の貯蔵、取扱施設に対する立入検査を行い、 保安の確保について指導を行う。一方、事故を想定した警防計画を策定し、消防力の効 率的運用を図る。
- (2) 危険物施設の設置者及び高圧ガス製造者等は、当該施設に係る関係法令を遵守する とともに、災害が発生した場合の具体的な対応について規定を定め、定期的に防災訓 練を行うなど被害軽減に努める。

また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

3 自衛消防組織の充実強化等

- (1) 町は、事業者に対し、自衛消防組織等の編成並びに実効ある災害予防規程等の作成及びこれに基づく定期点検の実施、定期的な訓練の指導を強化し、危険物関係事業所における自衛消防組織等の充実強化等を図る。
- (2)事業者は、関係法令に基づき、保安確保のための規定類を作成し、これに基づき点検の実施及び非常時に備えての定期的な訓練の実施並びにこれらを円滑に行うための自衛消防組織等の充実強化を図る。

4 防災資機材の整備

町は、必要に応じて化学消防車や化学防護服等の整備を図り、消防力の強化に努める とともに、事業所に対して化学消火薬剤等その他必要な資機材の整備について指導する。

5 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6 防災知識の普及

町は、町民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知する とともに、災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の 普及啓発を図る。

第14節 大規模火災予防計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

(主な実施担当)

建設課、消防本部、(消防団)

1 災害に強いまちの形成

町及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

町及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- (2) 大規模小売店舗及び高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、 消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防火管理体制の充実を図る。
- (3) 高層建築物について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

町は、大規模な火事に備え、消火栓並びに、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利などの活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

町及び県は、春と秋の全国火災予防運動、県民防災週間 (7月 15 日から7月 21 日)、 文化財防火デー等を通じ、町民に対して、大規模な火事の被害想定を示しながらその危 険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図る。

第15節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、 火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進す る。

(主な実施担当)

産業課、消防本部

1 基本方針

町における林野火災を想定した場合、気象条件に加えて地形上の制約や消防水利不足等、消防力行使が困難となる事態が生じたとき大規模林野火災となる。そのため、森林管理者及び関係機関と連携・協力し、以下の4点を重点に林野火災対策を積極的に推進する。

- (1) 出火防止対策の強化
- (2) 初期消火体制の強化
- (3)消防力の整備
- (4)消防水利網の整備

2 出火防止対策の強化

(1) 防災意識の啓発

関係官公署、消防機関及び山林所有者等が相互に密接な連絡を行い、必要に応じそれぞれの機関が山林の利用形態に即した林野火災予防意識の啓発運動を行う。

また多発危険期には、関係者により防火パトロールを実施するなど巡視、監視等の警戒活動を強化し、火災の早期発見及び迅速な通報を積極的に行う。

(2) 火入れ等に対する規制の徹底

ア 火入れに対しては、関係法令の各規制の徹底を図る。

- イ 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 21 条に基づく火入れに関する許可をしたと きは、消防機関との連絡の緊密化を図るものとし、いつどこで、火気使用がなされる かの情報を関係機関で共有することにより、効率的かつ効果的な警戒・広報を行う。
- ウ 火入れは、努めて火災の発生しやすい気象状況及び時期等を避けて行うよう指導 する。
- エ 火入れを行う者に対しては、火入れ地以外に火が入らぬよう消火設備、人員の確保等必要事項を遵守するよう指導する。

3 初期消火体制の強化

林野火災は、特に初期消火が重要であり、そのためのオノ、ナタ等、必要資器材の整備 充実、装備の強化、点検を図る。

また事業所及び町民に対し、自主防災組織の結成及び地域における消火訓練への参加を呼びかけ消火活動の強化促進を図る。

(1)消防団との連携強化

消防本部と合同の林野火災防ぎょ訓練をはじめ、各種訓練を行い相互の役割分担を 実践により認識し、消防団との連携強化、確立を図る。

(2) 林野火災消防活動マニュアルの作成

過去の林野火災の教訓を活かし、林野火災消防活動マニュアルを作成し、有効かつ、 円滑な消防活動の基幹とする。

(3) 応援体制の維持・強化

消防本部において結ばれている香川県消防相互応援協定、中讃地区広域市町村圏消

防相互応援協定(善通寺、丸亀、仲多度南部)、香川県防災へリコプター応援協定に基づき、これら消防本部(署)及び県の協力が臨機に得られるようにしておく。

(4) 空中消火体制の整備等

林野火災において、ヘリコプターによる上空からの消火活動は、極めて有効であり、 県及び自衛隊に、火災情報を提供しつつ、空中消火体制が早期に行えるよう努める。ま た、その他空中からの情報収集、物資及び資機材等の搬送についても積極的に活用す る。

4 消防組織体制

- (1) 消防隊の人員を多数確保し、その早期集結を図るよう努める。
- (2) 多発危険期の常備体制、警戒体制の確保を図る。
- (3) 林野火災の規模を考慮した消防隊の編成及びそれに対処しうる組織の確立、その適切な運営を図るよう配慮する。

第16節 農林水産関係被害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術 指導等必要な対策を推進する。

(主な実施担当)

産業課

1 農作物対策

町及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術的対策を事前に農家や農業集団に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病害虫の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

町及び県は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の 施設の維持、補強に努めるよう指導する。

3 水産業対策

町及び県は、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い漁船の安全性の確保を図る。

第17節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然 に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、 被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施 する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

(主な実施担当)

総務課、建設課、香川県広域水道企業団

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な設備についてバックアップ体制の整備等を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧資材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備を図る。

2 都市ガス施設

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材等の確保を図る。

3 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成等バックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設

水道事業者は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、 漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応 急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図 る。

5 下水道施設

町及び県は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、町民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

下水道管理者は、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。

第18節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、 水防、消防、通信等の施設・設備等の整備を図る。

(主な実施担当)

総務課、消防本部

1 気象観測施設等

町、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

2 水防施設等

町及び国、県は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、水中ポンプ、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

水防倉庫の管理責任者は、県の水防倉庫資材備蓄基準に準じ、所要の資材、器材を常時確保する。また定期的に倉庫を巡視し、資材、器材の点検及び破損等の修繕に努める。

3 消防施設等

町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防施設・設備の整備を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備、及び有毒ガスの中和剤、化学防護服等の整備、備蓄を図る。また、救助・救急活動のため、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

町及び消防本部は、消防救急無線のデジタル化を推進し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。

4 通信施設等

(1) 町では、県が設置した防災行政無線により町、県及び関係消防機関等と災害時における情報伝達手段を確保している。

町、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

- ア 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香 川県防災情報システム等を活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情 報連絡網の整備を推進する。
- イ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策 を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
- ウ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
- エ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的 運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - (注) 非常通信協議会とは、関係省庁、通信関係事業者、通信関係団体等の構成により組織し、非常時における通信の円滑な運用等を図ることを目的に、中央、地方、地区に設置されている。

- オ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送 路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、町、消防 本部等を通じた一体的な整備を図る。
- カ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信 訓練を行う。
- キ 災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系 の活用体制を整備する。
- ク 全国瞬時警報システム (J-ALERT) など、地域衛星通信ネットワークと町防 災行政無線の接続により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステム の運用を推進する。
- ケ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。
- コ 町は、国等の補助制度を活用して、移動系無線の充実に努める。
- (2) 町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、町民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。 特に、町民への情報伝達に有効な同報系無線等の整備に努める。
- (3) 警察通信施設の使用等 災害時には、通信の確保のため、必要に応じて警察通信機能の使用を要請する。

* 参 考

:水防用設備資材器具一覧 (資料編 2資料-14)

第19節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参 集体制の整備、防災関係機関相互の連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図 る。

(主な実施担当)

総務課、町長公室、政策観光課、消防本部

1 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、待機宿舎の確保、町庁舎と至近距離に居住する職員から、あらかじめ指名し、緊急に自主参集するなど参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することを努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

- (1)配備基準 (第3章 第1節 活動体制計画 参照)
- (2) 連絡手段 (")

ア 勤務時間内

イ 勤務時間外

(3) 参集手段の確保(第3章 第1節 活動体制計画 参照)

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておく。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。
- (2) 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (3) 町は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備する。
- (4) 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や

資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

- (5) 県警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うため、災害警備部隊の整備を図る。
- (6) 町は、近隣市及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (7) 町及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑 に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携 の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。
- (8) 町は、知事に対する自衛隊への派遣要請の要求が迅速に行えるよう、あらかじめ要求 の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況におい て、どのような分野(水防、救助、応急医療等)について派遣要請を行うのか、平常時 からその想定を行う。

3 民間事業者との連携

町は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。なお、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努める。

4 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、町業務継続計画(平成28年3月)に基づき平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

5 防災中枢機能等の確保、充実

町は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び再生 可能エネルギーも含め、総合的な防災機能を有する拠点施設の整備に努める。

6 基幹情報システムの機能確保

町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施する。これに対して、県は助言を 行う。

7 広域防災活動体制の整備

町は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、県及び関係機関との調整のうえ、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備える。

8 複合災害への対応

- (1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- (2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応にあたる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意したうえで、外

部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画 にあらかじめ定めるよう努める。

(3) 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第20節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班、歯科医療班、薬剤師班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保等、保健医療救護体制の整備を図る。

また、それらの具体的対策を書いた町医療救護計画の作成を行うことにより、医療福祉救護体制整備の促進に努める。

(主な実施担当)

総務課、健康福祉課、消防本部、(医師会等)

1 医療救護体制の整備

- (1) 町は、香川県医療救護計画に基づき、応急救護所の設置、医療救護班の編制、出動等に関する計画を作成する。
- (2) 町は、香川県医療救護計画に基づき、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応 急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定 める。

2 後方医療体制等の整備

香川県医療救護計画に基づき、応急救護所の後方病院としての救護病院の設置について計画を定める。

救護病院の設置にあたっては、原則として、すべての救急告示病院・診療所を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についてもできる限り協力が得られるよう 努める。

3 医薬品等の確保

災害時には、薬局(薬剤師会会員)の通常の在庫を活用し、災害時医薬品等に充てる。 また、平常時に、医療救護班構成員が協議のうえ災害時医薬品等リストを作成し、町と 薬剤師会は、毎年、リストにある必要数と薬局在庫数を確認するとともに、不足分につい ては両者が協議して確保に努める。なお、リストについては、定期的に点検を行い、必要 な見直しを行う。

4 多度津町災害医療救護活動連絡会の設置

町は、平常時に、医療救護班構成員などによる多度津町災害医療救護活動連絡会を設置し、町内における医療救護活動について、地域の実状に応じ、具体的に協議する。

5 広域的医療体制の整備

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した医療救護班、歯科医療班、薬剤師班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、医療救護班、歯科医療班、薬剤師班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。

6 ライフラインの確保

町は、保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

* 参 考

: 町内医療機関 (資料編 2資料-15)

: 様式第1号 (資料編 3様式-1): 様式第2号 (資料編 3様式-2): 様式第3号 (資料編 3様式-3)

第21節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

(主な実施担当)

総務課、建設課

1 緊急輸送路の指定等

(1) 県

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路(道路、港湾、空港等)を指定する。また、町及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理する。ア 道路

- (ア) 第一次輸送確保路線(広域的な輸送に必要な主要幹線道路)
- (イ) 第二次輸送確保路線(市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路)
- (ウ) 第三次輸送確保路線 (第一次・第二次輸送確保路線を補完する道路)

イ 港湾

(ア) 防災機能強化港(救助、輸送活動等を行うため拠点となる港湾) 災害時の町民の避難、物資の応急輸送に供するため、県が耐震強化岸壁等の整備を行う港は、高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸 亀港、詫間港、観音寺港となっている。

(イ) 連絡道路(防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路)

ウ空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

(2) 町

町は、県、県警察本部及び道路管理者と協議して、県の緊急輸送路と災害時用臨時へ リポート、医療機関及び避難所等を連絡する緊急輸送路を指定する。

道路管理者は、平常時から指定された緊急輸送路の安全性を十分監視及び点検するとともに、交通の妨げとなる車両、広告物、鉢物等の除去に努める。また、震災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

2 物資輸送体制の整備

町は、二次(地域)物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者及び県警察本部は、地震災害時における広域的な交通管理体制の整備を 図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒 壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電中化の取組みと連携しつつ、無電中化の促進を図る。
- (3) 県警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を 図るとともに、地震災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘 導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携

- (1) 町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 町及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 緊急通行車両の事前届出

県警察本部は、地震災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両の 円滑な通行を確保するため、緊急通行車両の事前届出制度を行う。

町及び関係機関は、地震災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、 町所有車両を緊急通行車両として丸亀警察署を経由して、県公安委員会へ事前届出し、 「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて地震災害に備える。

町及び県は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

(1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は地震災害発生時の調達予定車両。
- ウ 使用の本拠の位置が香川県内にある車両。
- (2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに丸亀警察署長を経由して届出済証を返還する。

ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなく なったとき。

- イ 当該車両が廃車となったとき。
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

* 参 考

: ヘリコプター用飛行場外離着陸場 (資料編 2資料-16)
 : 緊急輸送路 (資料編 2資料-17)
 : 様式第4号 (資料編 3様式-4)

第22節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ 等の危険の迫った地域の町民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、 指定避難所及び避難路の確保並びに避難情報発令基準等の策定を行い、町民に対して周知 徹底を図る。

(主な実施担当)

総務課、高齢者保険課、健康福祉課、教育総務課、生涯学習課、消防本部

1 指定緊急避難場所の指定、整備

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における町民等の安全な避難先を確保するため、洪水等の災害種別に応じて、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

町及び県は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会等の地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

2 指定避難所の指定、整備

(1) 避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ学校等の公共的施設等について、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

町は、指定避難所を選定するにあたり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定する。

町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所を 兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適当であ る場合があることを日頃から町民等へ周知することに努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事

前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や町防災行政無線等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。
 - ア 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
 - イ 非常用電源
 - ウ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
 - エ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施 設・設備

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(3) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努める。

3 避難路の選定

避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないこと等を考慮して、複数ルート選定する。

4 指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるかを明示するよう努める。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する 周知に努める。

5 避難情報の発令基準等の策定

- (1) 災害時に適切な避難が行えるよう、避難情報の発令基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、河川洪水とため池氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難情報を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて高松地方気象台や香川河川国道事務所等の国の機関や県から支援及び助言を受け、見直し等を行う。なお、詳細については、第3章第13節「避難計画」参照による。
- (2) 町は、避難指示等を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、 連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくな ど、必要な準備を整えておく。
- (3) 町は避難指示のほか、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、要配慮者以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける高齢者等避難、またすでに災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動を促す緊急安全確保の発令基準の設定を図る。

6 避難計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成し、当該避難計画には、町が行う避難情報の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことを促すことにも留意する。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、県の支援を受けて、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における 三密(密閉・密集・密接)の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当 たる職員等の感染症対策の徹底等を推進する。

町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を町民に周知する。

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、中讃保健所が行う自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認のため、ハザードマップ等の必要な情報を提供する。また、中讃保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

7 避難に関する広報

- (1)指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、町民に周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の 伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努 める。なお、避難情報については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メ ールを伝達手段の一つとすることとし、町民に対しては事前に防災アプリのダウンロ ード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかける。
- (3) 指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が 共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

(4) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受けれる方策について定めるよう努め、これを周知する。

8 避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方として避難所運営マニュアル等を参考に、町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努める。なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。町民等への知識等の普及にあたっては、町民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期す。

10 要配慮者への対応

高齢者、障害者等、その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、消防団、自主防災組織、民生委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

11 福祉避難所の選定

町及び関係機関は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要支援高齢者、障害者等が健康相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の選定に努める。

(1) 福祉避難所の選定

福祉避難所は、既存の社会福祉施設等の中から選定する。

(2) 人材の確保

社会福祉施設管理者は、要支援高齢者、障害者等の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努める。

12 帰宅困難者への対応

町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(以下、「帰宅困難者」という。)の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

13 児童生徒等への対応

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡 しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

14 土砂災害対策

町は、土砂災害警戒区域内等に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるとともに、必要な事項を町民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、町地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を町に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

15 河川災害対策

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者等は避難確保計画を、大規模工場の 所有者等は浸水防止計画を作成し、この計画を町に報告するとともに、当該計画に基づ き、避難誘導等の訓練を実施する。

16 孤立地域への対応

町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

17 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

町及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

* 参 考

:指定避難所・指定緊急避難場所一覧 (資料編 2資料-18)

:様式第5-1号・5-2号 (資料編 3様式-5-1・5-2) :様式第6-1号・6-2号 (資料編 3様式-6-1・6-2)

 : 様式第7号
 (資料編 3様式-7)

 : 様式第8号
 (資料編 3様式-8)

第23節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

(主な実施担当)

総務課、政策観光課、健康福祉課、香川県広域水道企業団

1 食料の確保

(1) 町及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。

- (2) 町及び県は、その他の食料についても、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達体制の整備を図る。
- (3) 町及び県は、被害を想定し、外部支援の時期、地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

(4) 食料の調達

ア 平常時における緊急食料の調達に係る措置

- (ア) 町内における緊急に必要な食料の在庫状況等の定期的な調査の実施
- (イ) 緊急食料の保有者との供給協定の締結
- (ウ) 緊急食料の集積場所の選定
- (エ) 町民が実施する緊急食料の確保対策の指導
- (オ) 町民は、3日間程度の生活が維持できる緊急食料の確保、備蓄

イ 緊急食料の調達

町は原則としてあらかじめ供給協定を締結した緊急食料保有者から緊急食料の調達に努めるとともに、必要に応じ県に対して、調達又は斡旋を要求する。

2 飲料水の確保

水道事業者は、給水関連施設の耐震性の確保を推進するとともに、地震災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。

町及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協議して、調達体制の整備を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

また、被害を想定し、外部支援の時期、地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

町及び県は、被害を想定し、外部支援の時期、地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫等を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう、関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

4 町民による備蓄

町民は、防災の基本である「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料、飲料水(1人1日3リットルを基準とする。)及び着替え等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努める。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても、併せて 準備しておくよう努める。

5 物資の集積拠点の指定

町は、一次(広域)物資拠点等からの緊急物資等(医薬品等を含む。)の受入、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次(地域)物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整支援システムに登録しておく。

* 参 考

: 備蓄物資一覧 (資料編 2資料-19)

第24節 文教対策計画

学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)の幼児、児童、生徒、教職員等の生命、 身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物(以下「文教施設」という。)及び設備を地震災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

(主な実施担当)

教育総務課、生涯学習課、消防本部

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、町又は県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

- ア 災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて、教職員等の役割 分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、災害に関する防災体制の整備状 況を定期的に確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校については、町の 防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。
- イ 学校等の立地条件を考慮し、災害時の応急対策計画を作成するとともに、指導の 方法や内容等について、明確な計画を立てておく。
- ウ 災害時の事前措置・事後措置及び保護者等との連絡方法等を検討し、その周知を 図る。
- エ 関係する教育委員会、警察署、消防署及び保護者等への連絡網を作成するととも に、協力体制を確立する。
- オ 勤務時間内外における所属職員への連絡や非常招集の方法を定め、職員にその周 知を図る。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、学校における体系的かつ 地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指 導時間の確保など防災教育の充実に努める。また、学校において外部の専門家や保護 者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定に努める。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに、実践的な訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や、児童生徒等の誘導方法、保護者等との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者等、関係機関等に周知徹底させる。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、 連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、 災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立て るとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設等の点検、整備

町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修 箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、 施設・設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

3 文化財の保護

町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

* 参 考

: 様式第 9 号 (資料編 3 様式 - 9) : 様式第 10 号 (資料編 3 様式 - 10)

第25節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備等、活動環境の整備を図る。また、災害時ボランティア活動の主体となる町社会福祉協議会及び日本赤十字社等が平常時に行う環境整備を支援する。

(主な実施担当)

総務課、健康福祉課、(町社会福祉協議会)

1 協力体制の確立

町及び県は、ボランティアの受入主体となる日本赤十字社香川県支部(以下、「日赤県支部」という。)、香川県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)、多度津町社会福祉協議会(以下、「町社協」という。)、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

町及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への町民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発等に努める。

また、県社協、町社協、日赤県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時においてボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 ボランティアの研修等

町社協(日本赤十字社多度津町分区)において、災害救援のボランティア活動に参加協力する団体及び個人を赤十字防災ボランティアとして、事前登録するとともに、町において必要な研修、訓練を行う。

第26節 要配慮者対策計画

高齢者、障害者、外国人、難病患者、小児慢性特定疾病児童、児童(乳幼児含む。)、妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

(主な実施担当)

総務課、町長公室、政策観光課、住民環境課、高齢者保険課、健康福祉課、消防本部

1 社会福祉施設・病院等入所者・入院者等の対策

町は、県と連携のもと、被災者の救出や受入の調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設 や病院等(以下、「施設等」という。)の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の 整備に努める。

また、施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施する。また、災害支援に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努める。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自主防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知 し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた 防災訓練を定期的に実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し、必要な修繕等や家具の固定等の対策を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 災害時の入所者・入院者等(以下、「入所者等」という。)の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容等についての、施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。
- 2 在宅の避難行動要支援者の対策
- (1) 町は、県の助言を受け、地域の実情に応じた要配慮者の避難支援対策を推進するため、避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)を整備・運用し、災害時に効果的に利用することで適切な支援を行う。

なお、避難支援に係る次の事項については、全体計画に定める。

- ア 名簿及び個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- イ 名簿及び個別避難計画の更新に関する事項
- ウ 名簿及び個別避難計画情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- エ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又 は警告の配慮
- オ 避難支援等関係者の安全確保
- カ 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作 成の進め方
- (2) 町は、自宅で生活する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るた

めの特に支援を要する者を「避難行動要支援者」として把握し、避難行動要支援者名簿 を作成する。

名簿の活用にあたっては、平常時と災害時のそれぞれについて避難支援等関係者に情報提供を行うための体制を整備する。また、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

- ア 避難行動要支援者名簿の対象とする者の範囲は次のとおりとする。
 - (ア) 75 歳以上の高齢者のみの世帯で全員が要介護認定1以上の者
 - (イ) 要介護認定3以上の者
 - (ウ) 身体障害者手帳1・2級を所持する者
 - (エ) 療育手帳(A)・Aを所持する者
 - (オ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
 - (カ) 町の生活支援を受けている難病患者
- イ 避難支援等関係者となる者は次のとおりとする。
 - (ア) 自治会
 - (イ) 自主防災組織
 - (ウ) 民生委員・児童委員
 - (エ) 消防本部・消防団
 - (才) 香川県警察
 - (カ) 多度津町社会福祉協議会
- (キ) その他日常的に支援に関わる者及び団体
- (3) 町は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、県は、必要に応じて、町に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの 見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要 に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活 用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(4) 町は、避難支援等関係者など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備などの必要な配慮を行う。

- (5) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (6) 町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、地域包括支援センターにハザード

マップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、 高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネ ジャーと連携を図る。

(7) 難病患者への対応のため、町は、県と情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

3 福祉避難所の指定等

- (1) 町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (2) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (3) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

4 外国人の対策

- (1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握及び指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 町及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及啓発に努める。
- (3) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳ボランティア等の確保を図る。

5 旅行者の対策

町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

6 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等にあらかじめ 避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

第27節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、町民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(主な実施担当)

全課

1 総合訓練

町及び県は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、町民、その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携のもとに、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1)情報の収集・伝達、災害広報
- (2) 水防、消防、救出・救助
- (3) 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- (4) ライフライン応急復旧、道路啓開
- (5) 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- (6) 救援物資及び緊急物資輸送

2 町本部設置運営訓練

町及び県は、災害時において、町本部の運営を適切に行うため、町本部の設置、指揮・ 指示体制の確立、職員の動員配備、情報収集、町本部会議の開催等の訓練を行う。

なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、町本部に防災関係機関の出席を 求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練

町及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

町及び県は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、毎年出水期以前に水 防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

6 危険物防災訓練

消防本部が主体となり、必要に応じて危険物の防災に関する訓練を実施する。

7 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮する。

- (1) 町及び県は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 町は、土石流危険区域等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに、避難訓練を行う。

(3)学校、病院、マンション等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

8 非常通信連絡訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

9 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時において、短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

10 自主防災組織等における訓練

町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、町及び消防機関の指導のもとに、地域の事業所とも協調して、情報伝達、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導等の訓練を行う。

災害時、島しょ部においては、地元住民、自治会、消防団による防災活動が行われ、島外に応援を求めた場合、応援者等の輸送等による時間的制約を認識して、自治会と在住する消防団員の連携をよりいっそう深め、防災行動力の強化を図る。

第28節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対し計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、町民に対する防災知識等の普及にあたっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

(主な実施担当)

総務課、教育総務課、生涯学習課、消防本部

1 防災知識の普及

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの命を守るよう、行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは町及び県が行っている防災活動に協力すること等が求められる。このため、町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災知識の普及を図る。

2 職員に対する防災研修

町、県及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の 円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、 防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機 会を活用して、職員に対して次に掲げる事項について、防災研修を行う。

- (1) 災害に関する基礎知識、本県における災害発生状況
- (2) 地域防災計画等の概要
- (3) 災害が予想される、又は発生したときに、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割(動員体制、任務分担等)
- (4) その他災害対策上必要な事項

3 町民に対する普及啓発

- (1) 町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- (2) 町及び県は、町民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙、パンフレット等の配布、ハザードマップ等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について、普及啓発を図る。

なお、普及啓発にあたっては、県民防災週間 (7月15日から21日)、防災週間、火 災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- ア 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- イ 特別警報・警報・注意報発表時にとるべき行動
- ウ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識

- エ 十砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 避難情報の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ク 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路での行動等、避難に関する知識
- ケ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、 正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切 な避難行動をとること
- コ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非 常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- サ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ス 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- セ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)で災害時にとるべき行動
- ソ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム(災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言サービス等)の活用
- タ 被災体験の伝承
- チ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

4 学校等における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの命を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校等の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

また、町は消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

町は、危険物を有する施設、病院、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、 地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、 リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスク マネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続す るための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災 訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金 の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント (BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を 盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努める。

町及び県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時において、企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会議所は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努める。

また、町及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討する。

7 災害情報の提供等

町及び県は、災害状況を記録し、公表する。

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害、その他の災害に関する情報を町 民に提供する。

また、町は、災害予測を示した地図を作成し、町民に周知するものとし、県は町が作成するために必要な支援を行う。

8 災害教訓の伝承

町民は自ら災害教訓の伝承に努める。

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくように努める。

第29節 自主防災組織等育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、町民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、町民及び事業所等による自主防災組織等の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図る。また、自主防災組織の活動支援や消防団等との連携強化による活動の活性化などを推進する。事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取組む。また、一定の地区内の町民及び事業者は、できる限り、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

(主な実施担当)

総務課、町長公室、高齢者保険課、健康福祉課、消防本部

1 地域住民等の自主防災組織

災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

町は、自主防災組織の拡大を図るため、地域住民に対し積極的に指導助言を行い、自主 防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携 強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自 主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努める。その際、女性の 参画の促進に努める。また、消防団と自主防災組織の連携を通じて地域コミュニティの 防災体制の充実を図る。

なお、自主防災組織の編成及び活動は、次により行う。

(1) 自主防災組織の編成

- ア 地理的状況、生活環境からみて、町民の日常生活上の範囲として一体性を有する 規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会及びコミュニティ組織等を 活用して編成する。
- イ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ウ 土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。
- エ 島しょ部においては、町民の高齢化が進んでいることを踏まえて、自主防災組織 の編成と併せて、防災対策の強化推進を図る。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、防災対策に取組むにあたっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

(平常時の活動)

- ア 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ①災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - ②災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方 法等の確認
 - ③避難情報の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との 協議
 - ④災害予測地図 (ハザードマップ) 等の作成及び地図の内容の町民への周知
 - ⑤地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - ⑥災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準を 作成及び周知
 - ⑦地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等 の実施

- イ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ウ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- エ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- オ 地域における避難行動要支援者の把握 (災害時の活動)
- ア 出火防止、初期消火の実施
- イ 正確な情報の収集・伝達
- ウ 救出、救護の実施及び協力
- エ 避難行動要支援者の安否確認及び移動補助等
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しの実施及び協力
- キ 救援物資の分配及び指定避難所の運営に対する協力等

2 事業所の自衛消防(防災)組織について

大規模な災害が発生した場合には、町内に立地する事業所における組織的な初期対応 が被害の拡大を防ぐうえで重要であるので、町は、事業所における自衛消防(防災)組織 の育成指導を図る。

町は、各事業所が自衛消防(防災)組織を中心として自主防災体制の確立を支援するとともに、事業所の地元地域への貢献という意味からも、自衛消防(防災)組織を地域の自主防災組織の一つと位置づけて連携を図る。

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化する。また、来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有又は管理する施設を避難所等として使用すること、その他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努める。このため、町は、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的 参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

3 社会福祉施設の自衛消防(防災)組織について

- (1) 社会福祉施設は、寝たきり高齢者や身体障害者及び乳幼児等の要配慮者が利用する ことから、町は社会福祉施設の管理者を指導し、災害時の要配慮者の安全確保のため の組織・体制の整備を促進する。
- (2) 町は、自主防災組織や事業所の自衛消防(防災)組織の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。
- (3) 社会福祉施設の管理者は、災害に備え、あらかじめ防災組織を整えるとともに、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、入所者の避難誘導等の防災対策について整備する。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮する。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。
- (5) 社会福祉施設の管理者は、町及び自主防災組織等と連携し、施設入所者の安全確保に関する協力体制づくりに努める。

4 自主防災組織協議会

町は、地域の自主防災組織の区域内に、事業所の自衛消防(防災)組織等が存在する場合は、町民組織と事業所組織の連携を図るため、自主防災組織協議会の設置に努め、情報交換や相互の活動の調整及び協力の推進を図る。

5 消防団の活性化

地域に密着した防災機関としての消防団は、消火、水防活動のみならず多数の動員を 必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導等、防災活動に大きな役割が期待さ れていることから、町及び県は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策等を 推進し、消防団の強化、活性化を図る。

島しょ部においては、災害時に応援の到着等の時間的制約があり、島に在住する団員の活動が重要となる。このため、団員の確保対策を積極的に推進する。

6 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、できる限り、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。
- (2) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地 区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画 で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の 整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよ う努める。

第30節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、 飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収 容、治療等が的確(スムーズ)に実施できるよう、平常時から県等関係機関や香川県獣医師 会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体 制を整備する。

(主な実施担当)

住民環境課

1 被災動物避難対策(飼い主の役割)

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品(えさ・リード・ケージ等)を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、 飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施す るよう努める。

2 特定動物対策

特定動物(危険な動物)の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受入れられる施設の 選定、町民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や 動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県、香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

第31節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することや移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

(主な実施担当)

総務課

1 町民への啓発

町及び県は、町民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図る。

3 指定避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様な ニーズに配慮する。

4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、CATV、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム(災害用伝言ダイヤル (171) や災害用伝言板サービス等)の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図る。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等(訪日外国人旅行者を含む。)に対して、 パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等につい ての広報を行うよう努める。
- (2) 町は、県の支援のもと、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等へ

- の帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避 難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。
- (3) 町及び県は、宿泊施設等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な 災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把 握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施する にあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

(主な実施担当)

全班

1 町の活動組織

(1) 多度津町防災会議

町長を会長とし、多度津町防災会議条例(昭和38年多度津町条例第237号)に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、町の地域内における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等を任務とする。

(2) 町本部

町長を町本部長として、多度津町、町教育委員会事務局及び町議会事務局を統括する構成であり、その所掌事務としては、水防、災害救助その他の災害応急活動を包括している。

ア町本部の設置、解散

町本部を設置し、又は解散したときは、県、防災関係機関にその旨を通知する。

(ア) 設置

町本部は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、町長が設置するものであるが、次の基準により設置する。

- a 多度津町に気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、大雨、洪水 等警報、雷注意報、竜巻注意情報及び特別警報等が発表され、その対策を要する と認められるとき。
- b 町内に大規模な火災その他の重大な人為的災害が発生し、その必要が認められるとき。

(イ)解散

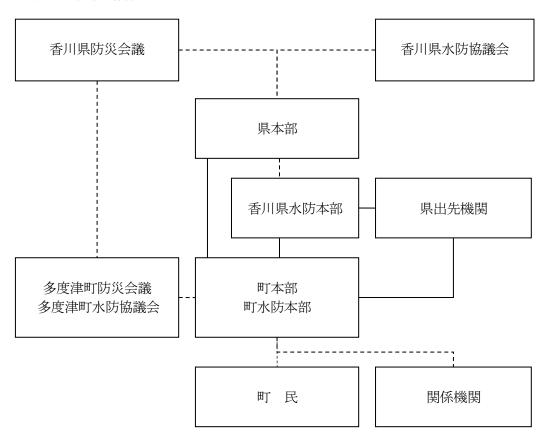
町本部は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、町本部を解散する。

イ 町本部室の設置場所

町本部は多度津町役場庁舎2階会議室に設置する。ただし、災害の規模、その他の 状況により町本部長が応急対策の推進を図るため、町本部の移動が必要であると認 めた場合は適宜移動する。

必要に応じて消防本部庁舎内に設置する。

ウ 町本部の編成



(注)

----- 命令系統

----- 指示勧告又は、相互連絡、協力

町本部		町	本		部	長	町長
		副	本		部	長	副町長、教育長
		本	部	事	務	局	·····総務課長 (総務課)
		総		務		班	総務課長 (総務課、町長公室、政策観光課、 議会事務局)
		機	動	施	設	班	·····建設課長 (建設課、産業課)
		救		護		班	·····健康福祉課長 (健康福祉課、高齢者保険課)
		生	活	支	援	班	······税務課長 (税務課、住民環境課、教育総務 課、生涯学習課、出納室)
		救		助		班	······消防長 (消防本部)

エ 町本部の組織

(ア) 町本部長

町本部長は、町本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

副本部長(副町長、教育長)は、町本部長を補佐し、町本部長に事故あるときは、 その職務を代理する。

なお、代理順位は①副町長、②教育長とする。

(ウ) 町本部事務局

町本部の事務を処理するため町本部に事務局を置く。

(エ) 事務局長

事務局長は総務課長を充てることとし、町本部長の命を受け、事務局の事務処 理並びに職員を指揮監督する。

(オ) 班構成及び班長

班は以下のとおり構成するものとし、班長は該当する課長を充てる。

ALCON OCTO SHOW SOURCE OF SEXTENSIAN SHOWER CO.				
班名	班長	構成課		
総務班	総務課長	総務課、町長公室、政策観光課、議会事務局		
機動施設班	建設課長	建設課、産業課		
救護班	健康福祉課長	健康福祉課、高齢者保険課		
生活支援班	税務課長	税務課、住民環境課、教育総務課、生涯学習課、 出納室		
救助班	消防長	消防本部		

オ 各班の所掌事務

各班の所掌事務は以下のとおりとし、記載されていない事項の分担は、その都度 町本部長が定める。また、町本部長は、必要に応じて町本部職員の所属及び所掌事務 を変更することができる。

- と友丈りる)			
班名	所掌事務			
各班共通事項	・各班の動員配備に関すること			
	・町本部及び各班間、所管する関係機関・団体等との連絡調整に関する			
	こと			
	・所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに関すること			
	・指定避難所・指定緊急避難場所が開設された場合の運営・管理への協			
	力に関すること			
	・被災情報一元化とりまとめへの協力に関すること			
	・被害認定調査、罹災証明・被災証明の発行、被災者台帳作成への協力			
	に関すること			
	・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること			
	・応急仮設住宅の入居者選定への協力に関すること			
	・災害救助法適用後の救助実施への協力に関すること			
	・生活再建支援事務への協力に関すること			
	・町本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること			
総務班	・町本部の運営に関すること			
(総務課、	・町本部会議に関すること			
町長公室、	・町本部長及び副本部長の秘書に関すること			
政策観光課、	・町本部の予算に関すること			
議会事務局)	・職員の動員及び配置に関すること			

班名	所掌事務
	・各班間の協力連絡調整に関すること
	・気象情報、地震・津波情報、南海トラフ地震臨時情報等の収集及び通
	報連絡に関すること
	・避難情報の発令に関すること
	・被害情報のとりまとめに関すること
	・県への報告に関すること
	・自衛隊の派遣要請に関すること
	・受援体制の確保に関すること
	・災害救助法の適用に関すること
	・災害の応急費及び復旧費その他、災害関係の予算及び財政措置に関す
	ること
	・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること
	・福祉避難所に関すること【救護班と連携】
	・報道機関への対応及び連絡に関すること
	・町民に対する広報、情報の伝達に関すること
	・減断水時の広報に関すること
	・義援金品の取扱いに関すること
	・町本部職員の健康に関すること
	・被災職員に関すること
	・町議会の連絡に関すること
	・自主防災組織との連絡調整、活動支援に関すること
	・香川県広域水道企業団との連絡調整に関すること
	・関係機関との連絡調整に関すること
	・その他、他班に属さないこと
機動施設班	・災害現地の状況調整に関すること
(建設課、	・土木関係の被害情報の収集に関すること
産業課)	・河川、海岸、港湾、道路、橋梁、急傾斜地等における災害対策に関す
	ること
	・下水道関係施設の災害対策に関すること
	・排水対策に関すること
	・災害時の交通規制に関すること
	・被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関すること
	・応急仮設住宅の建設・入居者選定及び住宅の応急修理に関すること
	・町営住宅に関すること
	・都市計画道路の被害調査及び災害対策に関すること
	・都市公園の保全に関すること
	・災害復興に係る都市計画に関すること
	・建設資材の調達に関すること
	・商工業の災害対策に関すること
	・漁港及び漁業施設の災害に関すること
	・農地及び農業施設の災害対策に関すること
	・農林水産関係の被害情報に関すること
	・家畜伝染病の予防防疫に関すること
	・ため池の災害対策に関すること
救護班	・避難行動要支援者の安否確認及びその支援に関すること
(健康福祉課、	・ボランティアの受入体制における県・町社協との連絡調整に関するこ

班名	所掌事務
高齢者保険課)	٤
	・社会福祉施設との連絡調整に関すること
	・福祉避難所に関すること【総務班と連携】
	・医療救護部の設置、連絡調整及び派遣に関すること【総務班と調整】
	・町内の医療機関の稼動状況の把握【医療救護部と連携】
	・災害対策用医薬品及び医療器材の確保に関すること【医療救護部と連
	携
	・医療救護活動の支援に関すること
	・避難所、救護所、被災地域における保健活動に関すること
	・保健活動における保健師等の配置に関すること
	・保健師の派遣要請と受入に関すること【総務班と調整】
	・被災者の健康、栄養相談及び精神保健に関すること
	・食中毒、感染症予防、消毒に関すること
	・災害弔慰金、災害見舞金及び災害援護資金等の事務に関すること
	・被災者生活再建支援法に基づく事務に関すること
	・義援金品の取扱いにおける日赤県支部及び町社協との連絡調整に関
	すること
生活支援班	・指定避難所、指定緊急避難場所の設置及び同施設の管理、運営、保全
(税務課、	に関すること
住民環境課、	・被災状況の調査確認並びに罹災証明・被災証明の発行、被災者台帳の
教育総務課、生	作成に関すること
涯学習課、出納	・被災者の安否問い合わせ及び災害時の行政相談に関すること
室)	・死亡届出に基づく遺体の身元調査に関すること
	・埋葬許可に関すること
	・災害廃棄物及びがれきの処理に関すること
	・公害の防止に関すること
	・一般廃棄物、し尿等の収集及び清掃に関すること
	・災害時のペット対策に関すること
	・町民税の減免等の指導、助言に関すること
	・副本部長の秘書に関すること
	・教育対策に関すること
	・教育関係施設の災害対策に関すること
	・被災学校及び児童生徒等教育対策に関すること
	・学校給食及び炊き出しに関すること
	・教育関係義援金品の取扱いに関すること
	・文化財の災害対策に関すること
	・備蓄資材に関すること
	・災害に必要な出納に関すること
救助班	・救助、救急に関すること
(消防本部)	・被災者の救出、搬送に関すること
	・消防、水防活動に関すること
	・消防団との連絡調整に関すること
	・災害危険場所の視察警戒に関すること
	・ヘリポートの確保に関すること

カ 町本部が設置されない場合

災害の状況等により町本部が設置されない場合は、それぞれ関係各課等が災害対

策にあたる。その場合関係各課長等は、災害の情報及び被害状況を総務課長に報告する。

2 初動体制

勤務時間外の災害で、町本部体制を確立するまでに時間を要するときは、町長があらかじめ指名した職員並びに総務課職員により、各種情報の収集・伝達等の初期活動にあたる。

総務課職員は迅速に初動体制を整え、各種情報の収集・整理・分析を行うとともに、災害応急対策の検討を進め、町本部体制の確立に備える。

3 災害時における町職員初動マニュアル

全職員は、町本部のそれぞれの所掌事務に関し、応急対策活動が円滑かつ迅速に行われるよう、実践的な町職員初動マニュアルを作成し、日常から熟知しておく。各課は適宜見直しを行い、マニュアルを実態に即したものにするよう、努めなければならない。

(各防災関係機関)

各防災関係機関の長は、それぞれの責務を遂行するため、災害応急対策に必要な組織の整備を行うとともに、あらかじめ定められた職員の動員配備及び服務の基準により、応急対策を行う。

4 動員配備体制

災害応急対策を円滑に実施するため、総務課長は予想される災害の規模あるいは被害 の程度により班の編成動員数を各課長に指示し、動員を行う。

(1) 配備基準

職員の動員配備の基準等は、町本部設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【風水害の場合】

【風水害の場合】		
区分	配備基準	配備内容
第1次配備(準備体制)	a 町に次の注意報の1つ以上が発表され、災害 の発生が予想されるとき (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)高潮注意報 b 竜巻注意情報が発表され、災害が起こるおそれがあるとき c その他必要により町本部長(町長)が指示したとき	情報収集、連絡活動を主とし、必要があれば、速やかに第2次配備に移行できるよう災害対策にあたる
第2次配備(水防本部体制)	a 町に大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき b 浸水キキクルにより、町域内に「警戒」が表示されたとき、若しくは土砂キキクルにより、町域内に「警戒」(警戒レベル3相当)が表示されたとき c 洪水キキクルにより、関係河川(※)に「警戒」(警戒レベル3相当)が表示されたとき d 高齢者等避難又は避難指示の発令が検討される災害の発生が予想されるとき e その他必要により町本部長(町長)が指示したとき	必要に応じ、水防計画を基に職員を動員し、災害対策にあたる

区分	配備基準	配備内容
第3次配備(町本部体制)	a 町に特別警報が発表されたとき b 浸水キキクルにより、町域内に「危険」が表示されたとき、若しくは土砂キキクルにより、町域内に「危険」(警戒レベル4相当)が表示されたとき c 洪水キキクルにより、関係河川(※)に「危険」(警戒レベル4相当)が表示されたとき d 緊急安全確保の発令が検討される災害の発生が予想されるとき e その他必要により町本部長(町長)が指示したとき	災害規模や期間等 を考慮し、全職員を 動員し災害対策に あたる

- ※:関係河川とは、洪水浸水想定区域に本町が関係する河川をいう。
- (注)「キキクル」とは、第3章第4節「気象情報等伝達計画」に示す大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる大雨・洪水警報の危険度分布のこと。大雨警報や洪水警報が発表されたときに、実際にどの地域で危険度が高まっているかを5段階で示し、危険度レベルに応じた5色で地図上にリアルタイム表示するもので、気象庁ホームページで公開しているほか、テレビやスマートフォンアプリ等でも確認できる。

【その他の災害の場合】

区分	配備基準	配備内容
	次の災害が発生し、対策が必要と判断され	情報収集、連絡活動を主とし、
	るとき	必要があれば、速やかに第2
第1次配備	(1) 林野火災が発生したとき	次配備に移行できるよう災害
	(2)油等流出事故が発生したとき	対策にあたる
	(3) その他小規模な事故が発生したとき	
	a 大規模な火災又は爆発が発生したとき	必要に応じ、各課から職員を
	b 災害を誘発する物質の大量流出等が発	動員し、災害対策にあたる
第2次配備	生したとき	
	c 大規模な列車、航空機、船舶等の事故が	
	発生したとき	
第3次配備 (町本部体	a 上記の事故等により、相当規模の被害	全職員を動員する
	が発生したとき	
制制	b 通常の組織による対応では、災害応急	
ן נייח /	対策が不十分又は不可能であるとき	

(2) 動員体制の確立

- ア 各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、資材その他災害物資の調達について の計画を立て、災害発生の場合は、直ちに現場に急送できるよう関係班との連絡を 密にしておく。
- イ 物資その他の輸送については、原則として、町有各車両を使用するが、不足の場合 は民間の車両を借上げることができるよう、総務班において措置しておく。
- ウ 班長は、災害応急対策活動に支障のないよう、班員の確保及びその配置について、 常に必要な措置をしておく。
- エ 班長は班の実情に即して、班員を配置しなければならない。
- (3)動員の方法
 - ア 勤務時間内における職員の動員

総務課長は、庁内放送、庁内電話及び庁内LANにより、職員に動員の伝達を行う。庁内放送、庁内電話及び庁内LANが使用できないときは、総務課職員により各課課長へ動員の伝達を行う。

動員の伝達を受けた各課課長は、職員及び所管する出先機関に伝達する。

イ 勤務時間外における職員の招集

勤務時間外における職員の招集のための連絡の通知は、加入電話、無線又は伝令等のうち、もっとも速やかに行える方法によるとともに、あらかじめ各課等において、各職員に対する連絡方法を確立しておかなければならない。

- ウ 職員は、常にあらかじめ、警報その他の気象状況に注意するとともに、災害が発生 し、又は発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその 任務に応じられるよう、心掛けておかなければならない。
- エ 勤務時間外においても職員は、町本部からの招集のない場合であっても、必要と 思われるときは、町本部と連絡をとるなどして登庁する。
- (4) 職員の動員配備

町本部が設置されたときの動員配備は、次による。

- ア 町本部事務局の構成員は、直ちに町本部において災害応急対策にあたる。
- イ 町本部の各班長及び各班に所属する職員は、直ちに所定の場所において災害応急 対策にあたる。
- (5)島しょ部への対応

災害発生のおそれがある場合、悪天候により、ヘリコプターや船舶の使用が不可能 になる前に、災害応急対策にあたる職員、消防団員等を島しょ部へ派遣する。

第2節 広域的応援・受援計画

災害時において、町単独での災害応急活動の実施が困難な場合は、県及び防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

(主な実施担当)

総務班、救助班

1 町の応援要請等

(1) 他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援(職員派遣を含む。)を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。(災害対策基本法第67条(応援要請)、地方自治法第252条の17第1項(職員の派遣))

ア 応援要請

他の市町に対し、次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資・資材、機械・器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) その他必要な事項

イ 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ)派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ)派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項

(2) 県に対する応援要請等

ア 町は、町内に地震災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援(職員派遣を含む。)を求め、又は応急措置の実施を要請する。(災害対策基本法第68条(応援要請)、地方自治法第252条の17第1項(職員の派遣))

(ア) 応援要請

次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに 文書を提出する。

- a 災害の状況
- b 応援を要請する理由
- c 応援を希望する物資・資材、機械・器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする活動内容
- e その他必要な事項

なお、町本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各班において、県の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに町本部事務局に報告し、町長は要請した旨を知事に報告する。

(イ) 職員の派遣要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項
- イ 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町 又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。(災害対策基本法第 30 条第2項(職員派遣の斡旋))
 - (ア) 職員派遣の斡旋の要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣の斡旋を要請する理由
- b 派遣の斡旋を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣の斡旋を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項
- ウ 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまが ないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。
- (3) 指定地方行政機関、特定公共機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第 29 条第 2 項 (職員の派遣の要請))

ア 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- (ア)派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ)派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協 定締結市町に応援を要請する。

(1)消防相互応援協定

ア 香川県消防相互応援協定(昭和 61 年 12 月 1 日 5 市長 38 町長 6 組合管理者締結) ※:現在 8 市 9 町 4 組合管理者締結

- イ 中讃地区広域市町村圏消防相互応援協定(善通寺、丸亀、仲多度南部)
- ウ 香川県防災ヘリコプター応援協定(平成6年4月1日5市38町6広域消防組合) ※:現在8市9町4組合管理者締結
- エ 大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定 平成31年3月19日

3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第44条に基づき行う。

(1) 県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行う。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請し、事後、速 やかにその旨を県に対して報告する。

(2)被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告し、報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告する。

ア 被害状況

- イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ウ 緊急消防援助隊の任務
- エ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

区分	応急対策室(平日9:30~18:15)		宿直室(左記以外)	
回線別	電話	FAX	電話	FAX
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信	200-048-500-	200-048-500-	200-048-500-	200-048-500-
ネットワーク※	90-49013	90-49033	90-49101	90-49036
メール	fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp			

※:県防災行政無線電話を使用

4 受援体制の確保

町は、応援等を要請した場合、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

応援者、ボランティア等の受入施設としては、屋内宿泊施設を使用し、必要に応じ、屋外宿泊施設も設置する。

5 応急対策職員派遣制度の活用による受援

町は、災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や、多数の町職員が被災 し災害対応にあたれない等の理由で本町の職員のみでは要員が不足する場合は、町本部 長は「応急対策職員派遣制度に関する要綱」(総務省通知)により他自治体からの受援を 受ける。

(1) 指揮者

対口支援団体応援職員は、町本部長の指揮下で活動する。

(2) 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、町本部長に助言を行うとともに県本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本町の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ その他の応援職員

派遣されたその他の応援職員は、本町の災害応急対策業務(避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務)を行う。

6 町受援計画の策定

町は、災害の被災規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、町受援計画を策定する。

町業務継続計画で明らかになっている業務継続体制における人的・物的資源の課題等を踏まえ、応急対応を実施するうえで不足することが想定される人的・物的支援の受援 体制を整備する。

また、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、町本部との役割分担・連絡調整体制、受援先機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を明らかにするとともに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

7 他都道府県等への応援

(1) 相互応援協定に基づく応援

町、県等は、地震災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」等の相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、地震災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(2)「応急対策職員派遣制度」に基づく応援

県は、応急対策職員派遣制度に関する要綱(平成30年3月23日総務省策定)に基づき、国(総務省)から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。

なお、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

(3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行う。

8 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備局等が派遣する災害対策現地情報連絡員(リエゾン)や各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3項目に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を 実施するために必要な事務。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法 (昭和29年法律第165号)の規定に基づき、災害派遣要請を知事に要求する。

(主な実施担当)

総務班

1 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長(町本部長)が町、県及び関係機関の機能をもってしてもなお、応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊 法第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求する。

2 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅 団長との協定書」に基づき行う。

(1) 災害発生が予想される場合の連絡

災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、町は県に対して、 県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災 害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。

(2) 町長の災害派遣要請の要求

町は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。

- ア 災害の情況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後 速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第 14 旅団に通知することができるものとし、この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

(3) 県は、災害派遣要請の必要があると判断した場合には、文書を第 14 旅団に提出し、自衛隊の派遣を要請する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後 速やかに文書を提出する。

3 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
 - ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法 により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ウ 航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
 - エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待つ いとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し、密接な連絡調整のもと に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等か らの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

4 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して次に掲げる業務を行う。

(1)被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集を行って、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難情報が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5)消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火 活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

(10) 給食及び給水

被災者に対して、給食及び給水を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) 入浴支援

被災者に対して、入浴支援を行う。

(14) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

5 派遣部隊の受入

町は、派遣を受ける場合、次に掲げる事項に留意して受入体制を準備し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

- (1)派遣部隊との連絡員を指名する。
- (2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう、必要な資機材を準備する。
- (3)派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4)集結地(宿泊施設、駐車場等を含む。)、臨時離着陸場等必要な施設を確保するととも に、町本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所(室)を確保する。

6 撤収要請

町は、県及び派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収の要請を要求する。

7 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2)派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3)派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し、生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

* 参 考

: 様式第 11 号 (資料編 3 様式-11) : 様式第 12 号 (資料編 3 様式-12)

第4節 気象情報等伝達計画

(主な実施担当)

総務班、救助班、(消防団)

1 風水害関係

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を 5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを 関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報·警報·注意報·情報等

高松地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示し、発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

ア 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生 するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。

種類	発表基準等
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し く大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し く大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障

種類	発表基準等		
	害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられ		
	る。		
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著		
仅仅付別書報	しく大きいと予想されたときに発表される。		
	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な		
 高潮特別警報	災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表さ		
向例符別書報	れる。		
	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当		

イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。

種類	発表基準等
	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。
大雨警報	大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大 雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記 される。
	大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水警報	河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象と
	してあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3 に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が2.5m以上になると予想される場合。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ウ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがある ときに、その旨を注意して行う予報。

種類	発表基準等
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発

種類	発表基準等
	表される。
	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの
	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が
 洪水注意報	発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
· 八八二总和	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの
	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
七季注音 规	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
大雪注意報	表される。
 強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
强强任息权	表される。
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された
 風雪注意報	ときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うこと
	による視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びか
	けられる。
	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに
波浪注意報	発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。
	有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注
	意を喚起するために発表される。
	高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザ
高潮注意報	ードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難
	行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り
	替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険
	な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
 濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに
1灰7务1二/芯 +K	発表される。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等
雷注意報	の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加される
	こともある。
	急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたと
乾燥注意報	きに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想
	した場合に発表される。
 なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
7年7年7日	に発表される。
	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたと
着雪注意報	きに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が
	発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体
	的には農作物への被害が発生するおそれがある次の条件に該当す
	る場合である。
	晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、
	具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管

種類	発表基準等
	凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表 される。 高松地方気象台において最低気温が - 4℃以下になると予想され る場合。
※融雪注意報	
※着氷注意報	

- ※:本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
 - (注) 1 地震で地盤がゆるんだりして災害発生に係る条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。
 - 2 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
 - 3 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。

【警報・注意報の発表基準】

(令和4年5月26日現在)発表官署 高松地方気象台

	A H 코 케 디	(市和4年)	5月26日現在)発表官署 高松地方気象台 「
多度津町	府県予報区		香川県
	一次細分区域		香川県
	市町等をまとめた地域		中讃
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 14
	JCN1	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 122
		流域雨量指数基準	金倉川流域=14.9、弘田川流域=10.1、 桜川流域=3.9
	洪水	複合基準※	_
		指定河川洪水予報	土器川 [祓川橋 (丸亀区域)・祓川橋 (まん
		による基準	のう区域)]
	暴風	平均風速	陸上: 20m/s 海上: 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上:20m/s 雪を伴う 海上:25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	2. 5m
	高潮	潮位	2. 4m × 1
		表面雨量指数基準	9
	大雨	土壌雨量指数基準	92
	洪水	流域雨量指数基準	金倉川流域=11.9、弘田川流域=8、 桜川流域=3.1
		複合基準※	金倉川流域= (7, 9.5)、 弘田川流域= (5, 8)
		指定河川洪水予報 による基準	_
	強風	平均風速	陸上: 12m/s 海上: 15m/s
	風雪	平均風速	陸上: 12m/s 雪を伴う 海上: 15m/s 雪を伴う
沙辛和	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
注意報	波浪	有義波高	1.5m
	高潮	潮位	2. 1m
	雷	落雷等により被害な	が予想される場合
	濃霧	視程	陸上:100m 海上:500m
	乾燥	最小湿度 35%で実	効湿度 60%
	なだれ		以上あり降雪の深さ 30cm 以上 以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降 5気象台の値)
	低温		「(高松地方気象台の値)
	霜	晚霜期 最低気温:	
	不甘	24 時間降雪の深さ	
	着雪	気温:−1℃~2℃	
記録的短時間大雨情報 1 時間雨量 90mm			

※1 香川県が定める基準水位観測所 (観音寺港) における高潮特別警戒水位 (2.52m) への潮位の

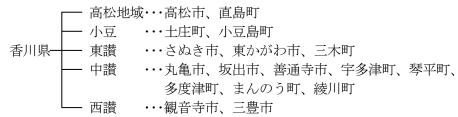
到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

※: (表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値。

【警報・注意報発表基準の解説】

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、対象の市町村等で現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を"一"で、それぞれ示している。
- (4) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土 壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想され る場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大 雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (5) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫 定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、 本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (7) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内 における基準の最低値を示している。 1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページを参照 のこと。
- (8) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (9) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページを参照のこと。
- (10) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数,流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページを参照のこ と。
- (11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均 海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL (平均潮 位) 等を用いる。
- エ 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。「香川県」及び「高松地域」・「小豆」・「東讃」・「中讃」・「西讃」に細分して発表する。多度津町は「中讃」に属する。



オ 特別警報・警報・注意報等の伝達

高松地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表した場合、気象情報の伝達系統図に従い、県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、町民等に周知するように努める。

県は、高松地方気象台から送られてきた特別警報・警報・注意報を県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により町、消防本部へ一斉同報する。

特に、県は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町へ通知する。

町は、気象情報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や 水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

特に、気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、 下表の例のように、直ちに町民に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、消 防団、自主防災組織等のあらゆる手段を活用し、周知を図る。

カ キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

種 類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土 砂災害)の危険 度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度 分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地
	図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1
	時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新 しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が
	高まっている場所を面的に確認することができる。

種 類	概 要
	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とさ
	れる警戒レベル5に相当。
	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河
	川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、
	地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示
	す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分
	ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度
	が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とさ
(洪水警報の危	れる警戒レベル5に相当。
険度分布)	・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベ
	ル4に相当。
	・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされ
	る警戒レベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、
	避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル
	2に相当。
流域雨量指数の	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川
予測値	及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の
	洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況
	に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先まで
	の雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごと
	に更新している。

キ 早期注意情報 (警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、四国地方気象情報、香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、 特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場 合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する香川県気象情報」という表題の香川県気象情報が発表され、また、四国地方気象情報、全般気象情報も発表されるほか、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合には、半日程度前から、「線状降水帯」というキーワードを使い、「四国地方」を対象に香川県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報において呼びかけられる。

また、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を 補足するため「記録的な大雨に関する香川県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国 地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表 される。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(香川県では1時間降水量90mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されかつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の 危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報 第 1 号 令和 $\times\times$ 年 \triangle 人月 \bigcirc 〇日 09 時 17 分 気象庁発表

9時10分香川県で記録的短時間大雨 多度津で102ミリ 9時香川県で記録的短時間大雨 土庄町付近で120ミリ以上 東かがわ市付近で約90ミリ

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生する1おそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

【例】

香川県竜巻注意情報第1号

(6) 土砂災害警戒情報

ア 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町の避難指示の発令や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

県は、気象台と土砂災害警戒情報の発表について協議する早い段階から、町に対して土砂災害の危険性が高まっている地域の情報などについて助言する。

イ 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報の伝達系統図に準じて高松地方気象台は県及び関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、町民等に周知させるよう努める。

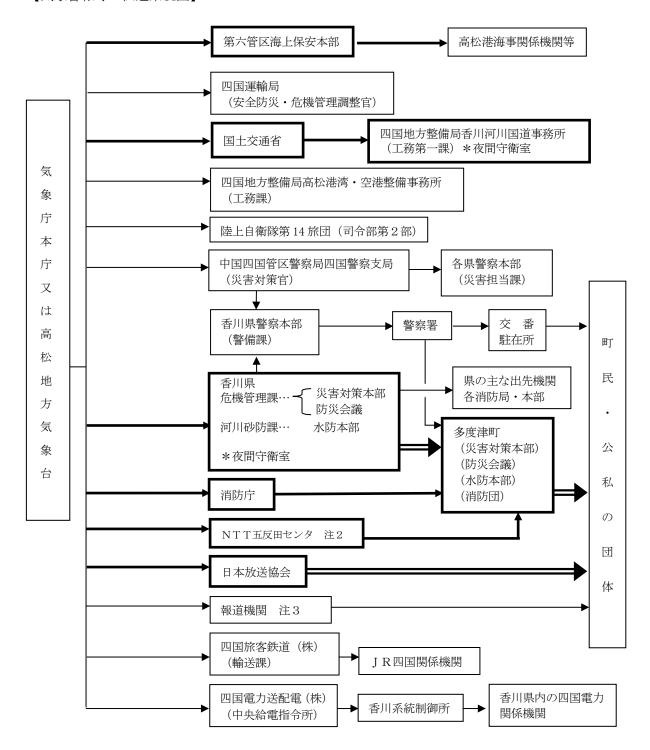
また、県は、町、消防本部へ県防災行政無線の一斉同報により通知するとともに、 町民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信を活用し、 周知する。

ウ 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意する必要がある。避難等の判断は、土砂災害警戒情報のみで行うのではなく、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において危険度が高まっている領域内の土砂災害警戒区域等に絞り込んで行う必要がある。

また、町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示を発令することを基本とするが、発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流・斜面の状況、気象状況等も併せて総合的に判断する。

【気象警報等の伝達系統図】



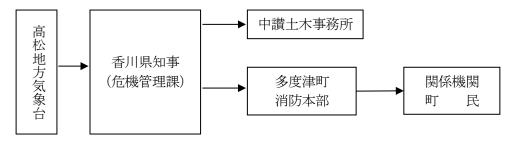
- (注) 1 太線は、法令(気象業務法等)に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を示す。
 - 2 NTT五反田センタへは特別警報及び警報の発表並びに解除だけを通知する。
 - 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、RSK山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき知事に対して通報する。知事は、速やかに町に通報する。

町は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。なお、火災に関する警報が発せられたときは、火災に関する警報が解除されるまでの間、町民は、町の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。



(2) 火災気象通報の基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

3 異常現象発見者の通報義務等

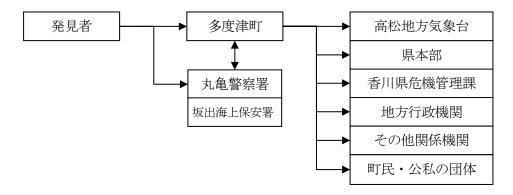
(1) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は 丸亀警察署若しくは坂出海上保安署に通報しなければならない。通報を受けた丸亀警 察署又は坂出海上保安署は、その旨を速やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、町民、団体等に周知する。

(2) 通報すべき異常現象

- ウ 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき
- エ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき



4 町民等への伝達等

町及び県は、様々な環境下にある町民、要配慮者利用施設や施設管理者等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ

(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の多様な伝達手段を活用する。

* 参 考

: 気象観測施設一覧(資料編 2資料-20)

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施するうえで不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の 緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集・伝達し、情報の共有化を図る。

(主な実施担当)

総務班、生活支援班、救護班、機動施設班、救助班

1 情報の収集・伝達

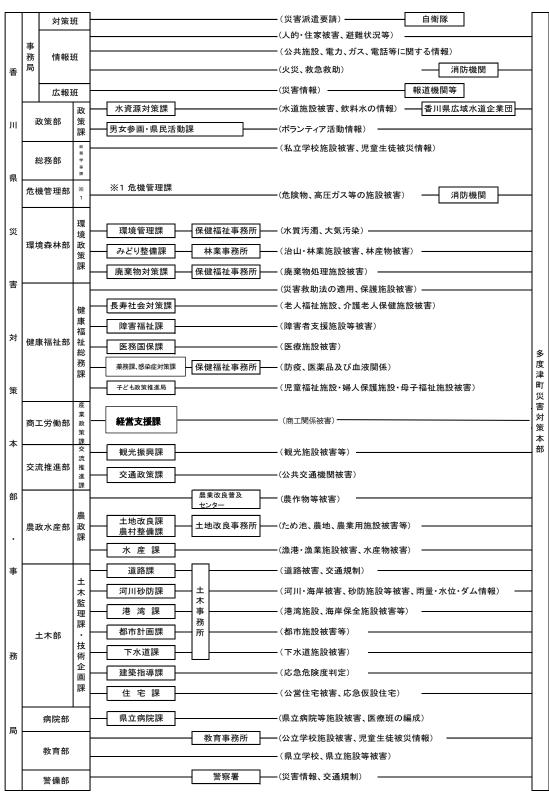
- (1)被害規模の早期把握のための活動
 - ア 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機 関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
 - イ 町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到 状況等の情報を収集する。
 - ウ 県は次図の経路により被害情報等の収集・伝達を行う。町は可能な限り関係各課 による被害情報等をとりまとめて報告する。

被害状況等情報収集伝達系統(1)

(多度津町関係各課等) ⇔ (被害状況・情報収集等)

	総務課	人的被害及び住家被害の状況等	
	かい1分 B木	避難状況	
	 住民環境課	水質・大気汚染	
	住	廃棄物処理施設被害	
	 健康福祉課、高齢者保険課	要配慮者・福祉関連施設被害	
	健康性性缺、同即有体膜缺	医療・医薬品関係	
町		雨量・水位・潮位情報	
本部	 建設課	河川・海岸・港湾関連被害	
		道路被害、交通規制	
		下水道被害	
	本米 調	農業・漁業関連被害	
	産業課	ため池被害	
	教育総務課	学校・児童関連被害	
	消防本部	火災、救急救助	

(香川県・関係部局等) ⇔ (被害状況・情報収集等) ⇔ (多度津町)



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達

ア 町は、人的被害の状況 (行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況、火災、土砂 災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に行方 不明の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民 登録等の有無にかかわらず、町の区域 (海上を含む。) 内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。 なお、震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。

- イ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町、県及び国並びに指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握し復旧するとともに、町及び県は、必要に応じてその状況の把握に努める。また、町及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
- ウ これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから 30 分以内で可能な 限り早く、わかる範囲で報告する。
- (3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ア 町は、被害状況、応急対策活動状況、町本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。
- イ 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な 情報交換を行う。

2 県に対する報告

(1) 報告の必要な災害

災害対策基本法第53条に基づき、町が県に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告すべき災害は、原則として、次のとおりである。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 町が町本部を設置したもの。
- ウ 災害が2県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的 に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して国の特別の援助を要するもの。
- オ 災害による被害は当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に発展 するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、町の区域内で震度4以上を記録したもの。
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要がある と認められるもの。

(2) 報告の方法

- ア (1)の被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び 火災・災害等即報要領により行う。
- イ 県に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる 範囲で報告する。

3 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・ 災害等のうち一定規模(直接即報基準)以上のものを覚知した場合は、第一報を県に加え 直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告す る。

- (1) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの
 - ア 航空機火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
 - イ 危険物等に係る事故
- (2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの 死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等
- (3) 武力攻撃災害即報に該当するもの
- (4) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの
 - ア 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
 - イ 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

【消防庁連絡先】

	E114154) 4 (C2)115 2 3				
区分	応急対策室(平日9:30~18:15)		宿直室(左記以外)		
回線別	電話	FAX	電話	FAX	
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553	
地域衛星通信	200-048-500-	200-048-500-	200-048-500-	200-048-500-	
ネットワーク※	90-49013 90-49033		90-49101	90-49036	
メール	fdma-sokuhou@ml. soumu. go. jp				

※県防災行政無線電話を使用

4 被害の認定

町は、罹災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる 住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について(平成 13 年 6 月 28 日府政防 第 518 号内閣府通知)で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害 に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施する。

* 参 考

: 様式第 13 号 (資料編 3 様式-13) : 様式第 31 号 (資料編 3 様式-31) : 様式第 32 号 (資料編 3 様式-32)

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

(主な実施担当)

総務班

1 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県の防災行政無線及び衛星携帯電話、防災情報システム等を利用して行う。

(1) 県防災行政無線の運用

災害情報の収集・伝達は、最も迅速かつ的確な手段を利用するものとし、主として県防災行政無線を利用する。

(2) 県防災情報システムの運用

町、県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報等の災害関連情報の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

ア 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめ NTT に申請を行い承諾 を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

イ 孤立防止用衛星電話の利用

町は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、電気通信 事業者に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図る。

(4) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図る。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。

なお、県と町との通信が途絶したときは、県の防災行政無線等により、通信手段を確保する。

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省(四国総合通信局を含む。)の災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA、簡易無線)の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図る。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できない とき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通 信機器等の電源の確保を図る。

(8) アマチュア無線の活用

町及び県は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア 無線団体に協力を要請する。

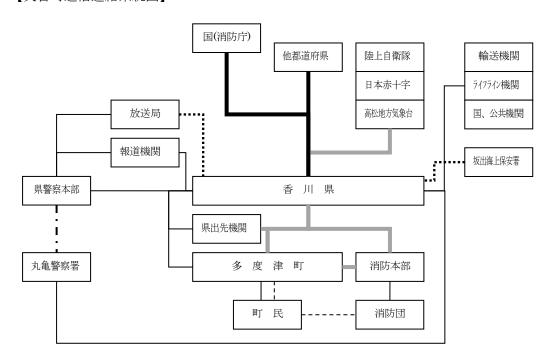
(9) 放送の要請

町及び県は、緊急を要する場合かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、町民等へ必要な情報を提供する。

2 最新の情報通信関連技術の導入

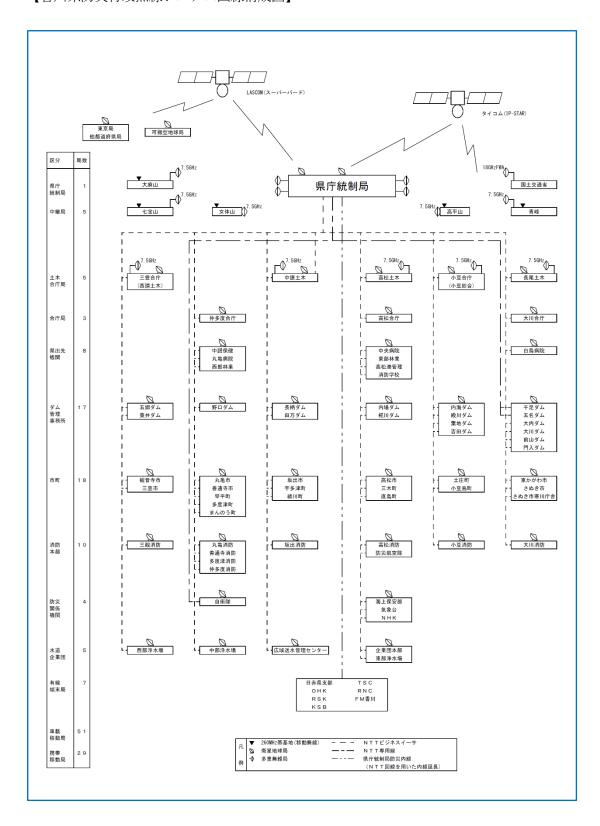
町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確 に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

【災害時通信連絡系統図】



- ■■■■ 電話、FAX、県防災行政無線、消防防災無線
- 電話、FAX、県防災行政無線、防災情報システム
- ──── 電話、FAX
- ■■■■■ 電話、FAX、県防災行政無線
- ---- 広報車等
- ----- 電話、FAX、警察電話

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の町民等の適切な判断と行動を助けるために、町、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

(主な実施担当)

総務班

- 1 被災者等への広報活動
- (1) 町の広報活動
 - ア 広報事項

町は、県が行う広報事項の他に次の事項について広報を行う。

- (ア) 避難情報、避難路・指定緊急避難場所の指示、指定避難所開設状況等
- (イ) 応急救護所開設状況
- (ウ) 給食、給水等実施状況
- (エ) 電気、ガス、水道等の供給状況
- (オ) 一般的な町民生活に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 広報手段

次の手段により行う。

- (ア) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- (イ) CATVによる広報
- (ウ) 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- (エ) 広報車による広報及び避難所への広報担当者の派遣
- (オ) 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- (カ) 避難情報伝達システムによるメール配信
- (2) 県の広報活動

ア 広報事項

県は、災害の規模、態様等に応じて、町民に関係のある次の事項について広報を行う。

- (ア) 町本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- (イ)被害状況の概況(人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害者等)
- (ウ) 二次災害の危険性に関する情報
- (エ) 安否情報(安否不明者の氏名等公表基準に基づく公表内容を含む)
- (オ) 道路交通、交通機関に関する事項
- (カ) 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- (キ) その他必要な事項

イ 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- (ア) 報道機関による広報
- (イ) ヘリコプター、広報車等による広報
- (ウ) 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- (エ) インターネット (ホームページ、ソーシャルメディアなど)、緊急速報メールの 活用による広報

- (オ) Lアラート(災害情報共有システム)による情報配信
- (カ) その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対し、町民等への情報提供を依頼する。

(3) 防災関係機関の広報活動

ア 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など町民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

イ 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット 等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 公聴活動

町、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握する とともに、町民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

なお、町及び県は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不 当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

第8節 災害救助法適用計画

知事は、災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

(主な実施担当)

総務班、生活支援班、救護班

1 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が以下の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

(1) 住家が滅失した世帯(全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあっては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。)の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【市町の人口住家滅失世帯数備考】

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
5,000 人未満	30 世帯	
5,000人以上~15,000人未満	40 世帯	
15,000 人以上~30,000 人未満	50 世帯	多度津町
30,000 人以上~50,000 人未満	60 世帯	
50,000 人以上~100,000 人未満	80 世帯	
100,000 人以上~300,000 人未満	100 世帯	
300,000 人以上	150 世帯	

(2) 滅失世帯が(1) の世帯数に達しないが、被害が相当広範囲にわたり、県下の全滅失世帯数が、1,000 世帯以上の場合は、住家が滅失した世帯の数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【市町の人口住家滅失世帯数備考】

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
5,000 人未満	15 世帯	
5,000 人以上~15,000 人未満	20 世帯	
15,000 人以上~30,000 人未満	25 世帯	多度津町
30,000 人以上~50,000 人未満	30 世帯	
50,000 人以上~100,000 人未満	40 世帯	
100,000 人以上~300,000 人未満	50 世帯	
300,000 人以上	75 世帯	

- (3) 滅失世帯数が(1)及び(2)に達しないが、被害が広域にわたり県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく 困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した ものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内

閣府令で定める基準に該当するとき。

2 適用手続

- (1) 町長は、町における被害が前記の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を知事に情報提供するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- (2) 町長は、災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。
- (3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告(災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告)を県へ報告する。

3 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5)被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋火葬
- (9) 遺体の捜索及び処置
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を 及ぼしているものの除去

4 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の 実施に関する事務の一部を町長が行うものとすることができる。(災害救助法第30条) なお、上記により町長が行う事務のほか、町長は、知事が行う救助を補助する。

5 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

(2)特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定める。

6 被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行

災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、町において共有・活用する。被災者

から罹災証明書を求められたときは、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図るうえで極めて重要な役割を果たしており、町は、罹災証明書を遅滞なく交付するため、住家被害の調査に従事する職員の育成や県や他市町村との連携確保など、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努める。

また、改正災害対策基本法(平成25年6月改正)により、このような被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

7 町への被災者情報の提供

改正災害対策基本法(平成25年6月改正)では、町が行う被災者台帳の作成と併せて、 県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。町は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被 災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受ける。

* 参 考

: 様式第 14 号 (資料編 3 様式-14) : 様式第 15 号 (資料編 3 様式-15)

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

(主な実施担当)

総務班、救助班

1 町の活動

- (1) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関との相互協力により、人命救助や行方不明者の捜索、救急活動を実施する。また、町及び県医師会や日赤県支部の活動は重要であることから、協力体制を整備しておく。
- (2) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県及び他の市町等に救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。
- (3) 救助活動
 - ア 延焼火災及び救助事案が同時多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
 - イ 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主 防災組織、関係機関とも連携し、救助救出を行う。また、救助資機材等を自主防災組 織、ボランティア等に配付し、初動時における救助救出活動の円滑化を図る。
- (4) 救急活動
 - ア 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し適宜実施する。
 - イ 救助救出活動は、救命処置を必要とする重症者を最優先とする。
 - ウ 傷病者等に対する応急手当の実施、及び傷病程度に応じた搬送先等を決定するために、現地本部に応急救護所を設置する。
- (5) 行方不明者の捜索活動
 - ア 行方不明者の捜索にあたっては、消防本部が丸亀警察署及び地域住民と協力して 実施する。
 - イ 行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようリストに整理する。
 - ウ 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理等の円滑化を図る。
 - エ 捜索が困難な場合は、町本部事務局を通じて県及び隣接市町に応援を求める。
 - オ 遺体を発見した場合は、速やかに丸亀警察署に連絡する。
- (6) 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区については、 町民の安全避難を確保するための活動を行う。

2 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置 し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、 必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム (DMAT) 等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3 町民及び自主防災組織の活動

(1)被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあ

たる。

(2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

4 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

* 参 考

: 様式第 17 号 (資料編 3 様式-17)

第10節 医療救護計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

(主な実施担当)

救護班、救助班、(医師会等)

- 1 計画の基本的な考え方
- (1) 町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう 努める。
- (2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、歯科医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。
- (3) 医療救護計画の策定にあたっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、歯科医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。
- (4) 医療救護施設(広域救護病院を除く。)における医療救護活動は、各施設の指揮者の 指示により行う。

2 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

(1) 設置及び組織

町長が診療所又は避難所として指定した学校等のうちから当該管理者とあらかじめ 協議して応急救護所を設置する施設を指定する。

応急救護所の管理者は医師とし、町本部の指示により活動する。

応急救護所の医療班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって1班の医療チームとして編成する。

町長は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

なお、必要に応じ、地元薬剤師会等に薬剤師班の派遣を要請する。

(2) 担当業務

- ア トリアージ
- イ 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- ウ 救護病院等への患者搬送の支援
- エ 助産活動
- オ 死亡の確認及び遺体の検案
- カ 医療救護活動の記録及び町本部への措置状況等の報告
- キ その他必要な事項

(3) 運営

町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点 検を行い、また、その設置等も迅速に行う。

応急救護所における医療救護活動は、24 時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には町本部に必要な措置を要請する。

(4) 施設設備

ア 既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎 の一部又は運動場等に設置するテント等とする。

イ 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) テント
 - 4 方幕付鉄骨テント 6 坪用 (19.8 m²)
- (イ) 救護用医療機器

創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器

(ウ) ベット等

折りたたみベッド、担架、発電機(2kw 照明用)、病衣、雑備品

ウ 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置と併せて行う。

3 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置を併せて行う。

(1) 設置及び組織

ア 町長は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待 できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指 定する。

イ 組織は、既存病院の組織をもってあてる。

ウ 町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握 する。

(2) 担当業務

ア トリアージ

- イ 重症患者の応急処置
- ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- エ 広域救護病院等への患者搬送
- 才 助産活動
- カ 遺体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び町本部への措置状況等の報告
- ク その他必要な事項

(3) 運営

ア 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、 施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。

イ 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を市町対策本部に報告し、被災により その機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

(4) 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。 なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と市町とで協議し、あ らかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

4 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

5 搬送体制

町は、地域の実情及び被害(想定)に併せて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

(1) 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

ア 被災場所から、町内の医療救護施設に搬送する場合

- イ 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合(他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む。)
- ウ 町内の医療救護施設から、同一町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
- エ 町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合(他の都道 府県内の医療救護施設への搬送も含む。)
- (2) 搬送方法

搬送方法は、被害(想定)に応じて、次の方法を考慮する。

- ア 人力による方法
- イ 車両による方法
- ウ フェリー等の船舶による方法(特に、県外へ大量搬送の場合)
- エ ヘリコプター等航空機による方法
- (3) 搬送の実施

町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、町は、搬送にあたっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

6 医薬品及び救護資機材の確保

(一社) 丸亀市薬剤師会は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害等の緊急時における救護活動に必要な災害用医薬品を確保するものとし、災害時の救護活動に必要な医薬品が不足した場合には、町の要請により直ちに調達する。

それでもなお、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請する。

7 輪血用血液の確保

- (1) 血液の確保体制
 - ① 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫 数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血 液の確保について協力を要請するものとする。
 - ② 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、保有する在庫を踏まえつつ、血液を供給する。また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。
- (2) 血液の輸送
 - ① 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。
 - ② 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請するものとする。
- 8 医療、助産のために支出する費用
- (1) 医療費用
 - ア 医療救護班、歯科医療班、薬剤師班による医療 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の実費
 - イ 病院又は診療所による医療 国民健康保険の診療報酬の額内
 - ウ 施術者による医療 協定料金以内
- (2) 助産費用

ア 医療救護班による助産

使用した衛生材料の実費

イ 助産師による助産

当該地域における平均的な料金の8割以内の額

(3) 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合は限度額内で県負担、その他の場合は町負担とする。

9 その他

- (1) 町は、遺体の検案について、あらかじめ遺体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。
- (2) 町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難い場合には、地域の実情に応じて対応する。

* 参 考

: 町内医療機関 (資料編 2資料-15)
 : 様式第1号 (資料編 3様式-1)
 : 様式第2号 (資料編 3様式-2)
 : 様式第3号 (資料編 3様式-3)

第11節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が町に対して行う飲料水、食料等の生活必需品に係る供給については、町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、町の被災状況によっては、町からの要請を 待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行う。

(主な実施担当)

総務班、機動施設班、救助班

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

- (1) 第1段階
 - ア 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
 - ウ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
 - エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要 な要員、物資等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- (2) 第2段階
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者
- (3) 第3段階
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員、物資
 - ウ 生活必需品
- 2 輸送車両等の確保
- (1) 町が運送手段として必要とする車両、船舶等については、次により確保する。
 - ア 町有車両の活用
 - イ 県内トラック協会、バス協会、離島航路事業協同組合、船舶事業者の協力を県に要請
 - ウ 他の市町へ応援車両等の派遣要請
 - エ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請
 - オ 臨時列車の増発等が必要な場合は、駅長及び関係者と協議のうえ、四国旅客鉄道 (株) 社長に申請
- (2) 町は、自衛隊の支援等による輸送が必要な場合は、県に対し自衛隊の派遣要請の要求を行う。
- 3 陸上交通の確保 (緊急輸送路の確保)
- (1)情報の収集
 - ア 町は、県警察本部との連携により関係機関の協力を得て、主要な道路の被害状況・ 復旧見込み等、必要な情報を把握する。
 - イ 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保 路線のうちから、県警察本部及び道路管理者と協議し緊急輸送路を選定する。

(2) 道路交通確保の措置

道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるほか、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を効果的に行う。

(3) 車両の運転者

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路の区間外の場所へ移動し、区域にかかる通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所等へ移動し駐車する。

また、警察官、自衛官又は消防隊員から車両の移動等の措置命令を受けた場合は、その指示に従って、車両を移動し駐車する。

(4) 車両運転の自粛

災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な 通行の確保等に協力するよう努める。

4 海上交通の確保

(1)情報の収集

町は、船舶事業者、漁業協同組合等の協力を求め、多度津港を中心に被害状況、航路等、異常の有無等の情報収集を行う。

(2) 海上交通確保の措置

町は、管理する港湾・漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急 措置を講ずる。

なお、多度津港については、管理者である県と連携をとり対応する。

5 航空輸送の確保

町は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

6 緊急輸送拠点の確保

町は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、二次(地域)物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

7 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、香川県における平均的な料金(国土 交通省の認可を受けている料金以内)による。

なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金(運転手付等)として輸送業者に支払 う料金の範囲内(8割以内)で、町本部が所有者と協議して定める。ただし、官公署及び 公共機関所有の車両使用については、燃料費負担(運転手雇上げのときは賃金)程度の費 用とする。

* 参 考

: ヘリコプター用飛行場外離着陸場 (資料編 2資料-16): 様式第4号 (資料編 3様式-4)

第12節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上 交通、航空交通についても必要な措置を行う。

(主な実施担当)

総務班、機動施設班、救助班

1 陸上交通の確保

(1)情報収集

警察機関等は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、県警察へリコプター、 交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握 する。

(2) 道路交通規制等

警察機関等は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、 町民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するな どの交通規制を実施する。(※:風水害の発生の「おそれ」の場合も交通規制を行う場 合はある。)

また、道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

ア 規制の種類

- (ア) 道路管理者の規制 道路法(昭和27年法律第180号)第46条に基づく規制
- (イ) 警察機関の規制 道路交通法第4、5、6条に基づく規制
- (ウ) 公安委員会の規制 災害対策基本法第76条に基づく規制
- イ 規制の実施は次の区分によっておこなう。

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道 路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	1 道路の破損決壊その他の事由により交通が 危険であると認められる場合2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認 められる場合	道路法 第 46 条第 1 項
警察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるとき 3 道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条第1項 道路交通法 第5条第1項 道路交通法 第6条第2項 第4項

ウ 交通規制の基本方針

- (ア)被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- (イ)被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- (ウ)被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (エ) 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限 する。
- エ 交通規制の実施

交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

オ 交通規制のための措置

- (ア) 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- (イ) 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両 による緊急通行車両の先導等を行う。
- (ウ) 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に 対し車両の移動等の措置命令を行う。
- (エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要がある ときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、 放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- カ 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防 隊員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

【実施責任者範囲根拠法】

実 施 責任者	範 囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本 法 第 76 条の 3
自衛官 消防隊員	警察官がその場にいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及 び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

キ 降雪予測等による通行規制予告

道路管理者は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。 その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。

また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(3) 規制実施の要領

町は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され、若しくは発見し、又は通報等により承知した場合において、その道路施設の管理者に通報して規制をするいとまのないときは、避難の指示や、警戒区域を設定して、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該地域への立入りを禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。この場合、でき得る限り速やかに道路管理者又は丸亀警察署に連絡し、正規の規制を行う。

(4) 交通規制の周知

交通規制が実施された場合、町は、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

ア規制の標識等

規制を行った実施者は、次の標識を内閣府令、国土交通省令に定める場所に設置

する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難、又は不可能なときは、 適宜の方法により、とりあえず通行を禁止、又は制限したことを明示し、必要に応じ て警察官等が現地において指導にあたる。標示の様式は、次のとおりである。

(ア) 規制標識

- a 道路法第47条の4(通行の禁止又は制限の場合における道路標識)によるもの
- b 災害対策基本法施行規則第5条(災害時における交通の規制に係る標示の様式等)によるもの
- (イ) 規制条件の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

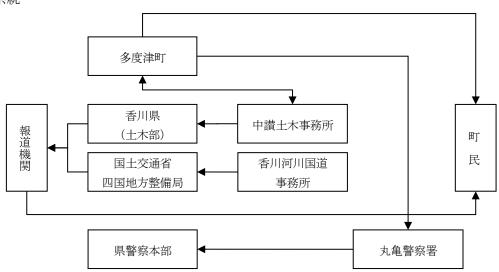
- a 禁止制限の対象
- b 区間
- c 期間
- d 理由

この場合、通行の禁止又は通行の制限にかかる規制については、適当な迂回路 を明示し、一般の交通に支障のないように努める。

(5) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知する。

ア系統



イ 報告事項

- (ア)禁止、制限の種別と対象
- (イ) 区間
- (ウ) 期間
- (エ) 理由
- (オ) 迂回路、その他の状況

(6) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等(雪害においては除雪を含む。)を行い、道路機能の確保に努める。

- ア 路上の障害物の除去(雪害における除雪を含む。)について、道路管理者等、警察、 消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- イ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の

通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

ウ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等(雪害における除雪を含む。)に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(7) 車両の運転者のとるべき措置

- ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間 以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道 路外の場所に移動する。
- イ 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する など、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ウ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、そ の指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(8) 緊急通行車両の確認

- ア 県公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。この確認を行った場合、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。
- イ 県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の 事前届出制度を運用し、あらかじめ災害応急対策用として届出があった車両につい て、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

この交付を受けた車両について、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に 優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

(9) 避難経路の確保

- ア 多度津駅より西側は浸水想定地域に該当するため、津波・高潮等による浸水時から町民を安全に避難させるため、避難経路について十分な検討を行う。
- イ 避難経路の計画については、多度津駅より東側は浸水想定区域外であるので、多 度津駅を横断する緊急避難経路等の計画を含め、経路の確保計画を行う。

2 海上交通の確保

町は、県が行う港湾等の被害情報、航路等の異常の有無等、海上交通の確保に必要な情報の収集に協力する。

第13節 避難計画

災害時において、町民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示等を行うととも に、指定避難所を開設し管理運営を行う。

(主な実施担当)

総務班、生活支援班、救護班、救助班、(消防団)、(自主防災組織)

1 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

また、町は、必要な場合には、県に対して、避難指示の対象地域、判断時期等について、 時機を失することなく避難指示が発令できるよう、積極的に助言を求める。さらに、町は 避難指示の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等専門家の技術的な助言 等を活用し、適切に判断を行う。

なお、避難指示の解除に当たっては十分に安全性の確認に努める。

区分	実施責任 者	根拠法令	災害の種	実施の基準	内容等
	白	/// 	類	///)#:### a b i
		災害対策	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれが	避難のための立退き
	町 長	基本法第	について	ある場合において、人命の保護等のた	の勧告、必要があると
		60条		め特に必要があると認めるとき	認めるときは立退き
	知 事			町長が上記の事務を行うことができ	先を指示(町は県に報
	NH F			ないとき	告)
		災害対策	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれが	避難のための立退き
	警察官	基本法第	について	ある場合において、人命の保護等のた	の指示、必要があると
	海上保安	61条		め特に必要があると認めるときで、町	認めるときは立退き
	官			長が指示できないと認めるとき又は	先を指示 (町に通知)
				町長から要求があったとき	
	知事、そ	水防法第	洪水、雨水	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫	避難のための立退き
	の命を受	29条	出水、津	により著しい危険が切迫していると	の指示(水防管理者の
	けた職員		波、高潮に	認められるとき	ときは、当該区域を管
避難	又は水防		ついて		轄する警察署に報告)
指示	管理者				
	知事又は	地すべり	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫し	避難のための立退き
	その命を	等防止法	について	ていると認められるとき	の指示(当該区域を管
	受けた職	第 25 条			轄する警察署に報告)
	員				
		警察官職	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれ	危害を受けるおそれ
	## / 	務執行法	について	がある災害時において、特に急を要す	のある者を避難させ
	警察署	第4条		るとき	る(公安委員会に報
					告)
	災害派遣	自衛隊法	災害全般	上記の場合において、警察官がその場	危害を受けるおそれ
	を命じら	第94条	について	にいないとき	のある者を避難させ
	れた部隊				る(防衛大臣の指定す
	等の自衛				る者に報告)
	官				
	災害派遣 を命じら れた部隊 等の自衛	自衛隊法		上記の場合において、警察官がその場	告) 危害を受けるおそ のある者を避難さ る(防衛大臣の指定

2 高齢者等避難

町は、災害が発生するおそれがある状況において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令する。

町民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、町が高齢者等避難を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動する。

3 緊急安全確保

- (1) 町は、災害が発生・切迫している状況を把握した場合、退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を発令する。
- (2) 町民は、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動するなど、命を守るための行動を速やかにとる。

4 避難情報の内容及び周知

- (1) 町は、次の事項を明らかにして、町民等に避難情報の周知を行う。
 - ア 避難を必要とする理由
 - イ 避難の対象となる地域
 - ウ 避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)
 - 工 避難経路
 - オ 警戒レベル
 - カ その他必要な事項(避難に際しての注意事項、携行品等)

なお、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(2) 町が避難情報を発令する際は、防災行政無線、有線放送、CATV、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや緊急速報メールの配信、Lアラート(災害情報共有システム)への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、町民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

(3) 町は、必要に応じ避難に関する放送を、県に対し要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして報道機関にラジオ、テレビによる放送を要請する。

なお、事態が急迫している場合及び県への連絡が困難な場合においては、町は直接 報道機関に放送要請を行う。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時及び送信系統
- エ その他必要な事項

- (4) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、 一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信等を活用し、避難情報を配信する。
- (5) 町は、避難情報の発令中は、継続的な周知を図る。
- (6) 町民は、町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努める。
- (7) 防災気象情報と警戒レベル(1~5) 相当情報の関係

		開き口)- 信託 か	m	5 5 7-4(.).)	a the solution - 42 th
		町民に行動を			る際の判断に参考
		促す情報		.,.,.	ベル相当情報)
警戒	町民が		洪水に	関する情報	
レベル	とるべき行動	\n\+\#\ \=\+\\\\\\	水位情	1. / 4. / 4. /11. /1	土砂災害に関す
		避難情報等	報があ	水位情報が	る情報
			る場合	ない場合	
警戒	既に災害が発生又	竪急安全確保	氾濫発	•(大雨特別	•(大雨特別警報
レベル5	は切迫している状	八四久工作	生情報		
,,,,	況であり、命を守る			害))	· 土砂キキクル
	ための最善の行動			・ 洪水キキ	
	をとる。			クル(災害	(火百90년)
	をこめ。			,	
<i>苗</i> 女 元:	. 化学取名波数组	2.时批1七二	训派产	切迫)	上小《字数士
警戒	・指定緊急避難場	避難拒不	氾濫危		• 土砂災害警戒
レベル4	所等への立退き避		険情報	クル (危険)	情報
	難を基本とする避				・土砂キキクル
	難行動をとる。				(危険)
	・災害が発生する				
	おそれが極めて高				
	い状況等となって				
	おり、緊急に避難す				
	る。				
警戒	高齢者等は立退き	高齢者等避難	氾濫警	• 洪水警報	·大雨警報(土砂
レベル3	避難する。		戒情報	・洪水キキ	災害)
	その他の者は立退			クル (警戒)	・土砂キキクル
	き避難の準備をし、				(警戒)
	自発的に避難する。				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
警戒	避難に備え自らの	洪水 注音報	氾濫注	・ 洪水キキ	・土砂キキクル
レベル2	避難行動を確認す	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	意情報		-
7,7,2	る。	ノノいいエーバン・ナス	心以旧书		(1二/四/)
警戒	災害への心構えを	数却処の可能料			
H 7 7 7	-	音報級リカ門に性			
レベル1	高める。				

- ※:大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。
- (注) 町が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

5 避難情報の判断基準

(1) 河川の氾濫等に係る避難情報の発令判断基準

河川の氾濫等については、金倉川、桜川、弘田川の水位等を参考情報として町が避難情報を発令し、具体的な発令にあたっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

区分	判断基準
高齢者等	次のいずれかに該当する場合、総合的に判断し発令する。
避難	1:次の水位観測所の水位が一定の水位(避難判断水位(レベル3水位)
	等)に到達し、河川上流で多量の降雨等により引き続き水位上昇のお
	それがある場合
	・金倉川の高藪橋観測所:1.95m
	・桜川の豊津橋観測所 : 1.80m
	・弘田川の甲山観測所 : 1. 25m
	2:洪水キキクルにより、浸水想定区域内に町が含まれる河川に「警戒」
	が表示された場合
	3:浸水キキクルにより、町域内に「警戒」が表示された場合
	4:軽微な漏水・侵食等が発見された場合
	5:高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜 関から明は大に按近、深温大スストがス相される場合
\rdstr+\rdstr	間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	次のいずれかに該当する場合、総合的に判断し発令する。
	1:次の水位観測所の水位が一定の水位(氾濫危険水位(レベル4水位)
	等)に到達し、河川上流で多量の降雨等により、引き続き水位上昇の
	おそれがある場合
	・金倉川の高藪橋観測所: 2. 10m
	・桜川の豊津橋観測所 : 2. 10m
	・弘田川の甲山観測所 : 1.60m
	2:洪水キキクルにより、浸水想定区域内に町が含まれる河川に「危険」
	が表示された場合
	3:浸水キキクルにより、町域内に「危険」が表示された場合
	4:異常な漏水・侵食等が発見された場合
	5:避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間か
	ら明け方に接近・通過することが予想される場合※
	※:5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する
	と
緊急安全	次のいずれかに該当する場合、総合的に判断し発令する。
確保	1:次の水位観測所の水位が堤防高(計画高水位)等に到達するおそれが
	高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)
	・土器川の祓川橋観測所:6.19m(想定最大規模の降雨の場合)
	・金倉川の高藪橋観測所:2.70m
	・桜川の豊津橋観測所 : 2.60m
	・弘田川の甲山観測所 : 3.10m
	2: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれ
	が高まった場合
	3:樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限
	定する)
	4:決壊や越水・溢水が発生した場合(氾濫発生情報等により把握できた
	場合)
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種
	気象情報を含め総合的に判断する。
	●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検
	計する必要がある。
	#1.7 AがA4.67.90

区分	判断基準
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

(2) 土砂災害に係る避難情報の発令判断基準

土砂災害については、県が提供している土砂災害警戒情報や気象庁が提供している 土砂キキクル等を参考情報として、町が避難情報を発令し、具体的な発令にあたって は、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

区分	判断基準
高齢者等	次のいずれかに該当する場合、総合的に判断し発令する。
避難	1:大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクルにより、町域
,,,,,	内に「警戒」(警戒レベル3相当)が表示された場合
	2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定
	される場合
	3:大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警
	報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報 [土砂災害])に切り替える可
	能性が高い旨に言及されている場合
避難指示	次のいずれかに該当する場合、総合的に判断し発令する。
	1:土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された
	場合
	2:土砂キキクルにより、町域内に「危険」(警戒レベル4相当)が表示さ
	れた場合
	3:土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の
	変化等)が発見された場合
緊急安全	次のいずれかに該当する場合、総合的に判断し発令する。
確保	1:大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報 [土砂災害])が発
	表された場合
	2:土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が 発表された場合
	発表された場合
L	水防多度津
報システ	
ム・雨量観	
測局	
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町
	内外の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。
	●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検
	討する必要がある。
避難情報	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断
の解除	して行う。
	●土砂災害が発生した場合の解除については、緊急災害対策派遣隊(TE
	C-FORCE)や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助
	言を求める。

(3) 高潮に係る避難情報の発令判断基準

区分	判断基準
高齢者等	次のいずれかに該当する場合、総合的に判断し発令する。
避難	1:高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及さ
	れた場合
	2:高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風
	域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見
	込まれる場合
	3:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う
	台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	4:「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の
	可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知され た場合
	次のいずれかに該当する場合、総合的に判断し発令する。
/吐失比1日/ハ	1:高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警
	ボレベル4相当情報「高潮」)が発表された場合
	2:高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間~翌日早朝までに
	警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合
緊急安全	次のいずれかに該当する場合、総合的に判断し発令する。
確保	1:水門、陸閘等の異常が確認された場合
	2:潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合
	3:水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合
	4:海岸堤防等が倒壊した場合
	5: 異常な越波・越流が発生した場合
	6:水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合
	※危険潮位:その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあ
	るものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留
`	意して、避難情報の対象区域毎に設定する潮位
避難情報の解除	●解除については、当該地域の高潮警報(警戒レベル4相当情報 [高潮]) が解除された段階を基本として、解除する。
♥ノ州牛は木	→浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消し
	た段階を基本として、解除する。

6 避難誘導

町は、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して町民の避難誘導を実施する。また、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。

なお、消防職員、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

- (1) 避難対象地区の町民等に逃げ遅れがないよう、できるだけ自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (2) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を優先して避難させる。
- (3) 外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。
- (4) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に

関わらず適切に受け入れる。

(5) 避難経路は、ハザードマップ等を参考にしながら、災害の種類に応じて、周囲の状況等を的確に判断しながら、できるだけ安全な経路を選定する。

7 避難方法

町民は、次の事項に留意して避難を行う。

- (1) 二次災害で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所、避難所へ避難する。
- (2) 自主防災組織等を中心として、高齢者、障害者等の要配慮者の安否確認、移動補助等 を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難する。
- (3)避難は、原則として徒歩で行う。自動車は、道路混雑の原因ともなるので、できるだけ利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

8 指定避難所の開設

(1) 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を、一時的に収容し、保護するため指定避難所を設置する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。

(2) 町は、指定避難所として町の学校、公民館等の既存建物を応急的に整備して使用する。また、指定避難所が不足する場合は、県の学校等の施設を、協定書等に基づき使用する。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。ただし、これら適当な施設が確保できない場合は、仮設建物等を設置する。

(3) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、 指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、指定避難所に 収容すべき者を誘導し保護するとともに直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員 等を県に報告する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防 ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周 知する等、避難の円滑化に努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路 の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持す ることの適否を検討する。

- (4) 町は、指定避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。
 - ア 指定避難所開設の日時及び場所
 - イ 箇所数及び収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
- (5) 指定避難所の開設期間

町は、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、指定避難所の開設期間を決定する。

9 指定避難所の運営

(1) 町は、警察官、自主防災組織、自治会、防災ボランティア、町民及び指定避難所運営 について知識を有した外部支援者等の協力を得て、あらかじめ定めた指定避難所設置・ 運営計画に基づき指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有 者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他 の生活環境に配慮した指定避難所運営の行動基準に基づいて行う。

また、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、町民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- (2) 町は、避難者の協力を得ながら、負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障害者等の要配慮者に留意しながら、避難者名簿を作成し、所在の把握に努めるとともに障害者等への情報提供の確保にも留意する。また、指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員、福祉事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- (3) 町は、県と協力しながら、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保する。
- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力が得られるよう努める。なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。
- (5) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

特に高齢者、障害者等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、社会福祉施設及び病院等との連携を図る。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (6) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (7) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的少数者に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、男女別のトイレ、休養スペースの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保及び暴力等の防止策など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

また、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努める。

(8) 指定避難所には、必要に応じその運営を行うために町職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置する。

- (9) 指定避難所運営のため支出する費用は、災害救助法に定める対象経費の範囲内で実施するよう努めるものとし、災害救助法の適用を受けた場合は限度額内で県負担、その他の場合は町負担とする。
- (10) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

10 在宅要配慮者対策

町は、災害発生直後、直ちに在宅サービス利用者、一人暮らしの高齢者、障害者、難病患者等の名簿を利用するなどして、居宅に取り残された要配慮者等の迅速な発見に努めるものとし、指定避難所に移動した要配慮者等については、県等の応援を得ながら、速やかに組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。

11 児童に係る対策

町は、指定避難所における児童の実態を把握し、保護を必要とする児童を発見した場合は、親族による受入の可能性を探るとともに、養護施設への受入や里親への委託等の保護について必要な措置を行う。

12 要介護者等の福祉施設における緊急受入

- (1) 災害時の施設への緊急入所措置にあたっては、施設の種類に応じて対応し、措置決定、委託契約の締結等は、事後的に行う。
- (2) 町は、管内施設の受入可能状況を把握し、県に報告する。
- (3) 町は、要介護高齢者、障害者、要保護児童、母子等の要配慮者の状況を速やかに把握するとともに、施設入所にあたっては県と協議のうえ、適切な処置を行う。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、平常時から災害時の受入可能人数を把握しておき、災害時には援護の必要性の高い被災者を優先しつつ、受入を行う。なお、受入可能状況については町及び県へ逐次報告を行う。

13 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

14 広域避難

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び 指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への 受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについて は県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認 めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することがで きる。
- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

15 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域 外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、 県内の他の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への 受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

* 参 考

: 指定避難所・指定緊急避難場所一覧(資料編 2 資料-18)

:被災者の救助保護に係る費用等 (資料編 2資料-23)

:様式第5-1号・5-2号 (資料編 3様式-5-1・5-2) :様式第6-1号・6-2号 (資料編 3様式-6-1・6-2)

 : 様式第7号
 (資料編 3様式-7)

 : 様式第8号
 (資料編 3様式-8)

第14節 食料供給計画

町は、災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応 急的に炊き出し等による食料の供給を行う。

(主な実施担当)

総務班、生活支援班

1 食料の調達

(1) 町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。

ア 調達順序

- (ア) 主食については、米穀販売業者の手持量の立替引渡しを受け、事後において町から県に応急食料を請求し、立替業者に返済する。
- (イ) 乾パンは県備蓄分の引渡しを受ける。
- (ウ) 生パンは主食及び乾パンで、なお不足する場合に、製造業者に必要数量を連絡 し、緊急に製造する。
- (エ) 副食は各青果物取扱業者から購入する。
- (オ)燃料は各燃料取扱業者から購入する。
- (カ) 町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 県は、町から要請があったとき、又は、緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- (3) 町は二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。
- 2 炊き出しその他による食料の供給
- (1) 対象者
 - ア 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - (ア) 避難所に避難している者
 - (イ) 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - (ウ) 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
 - イ 災害救助法が適用されない場合の被災者
 - ウ 災害応急対策に従事する者

品を割り当てることができる。

(2) 食品の供給方法

町長が炊き出し等を実施しようとするときは、直ちに災害応急用食料の配給を知事 に申し出る。

災害時における被災者の1人1食あたりの配給量は精米換算 200g以内とし、災害対策要員に対しては 300g以内、被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う場合は1人1日あたり 400g以内とする。なお、周囲の事情により精米を割り当てることができない場合は、乾パン及び麦製

(3) 炊き出し等、食品の供給のための支出対象は、主食費、副食費、燃料費、雑費である。

(4) 炊き出しの実施

- ア 炊き出しは、災害の状況が落ち着きを見せ、実施体制が整うなどの状況を勘案して行う。
- イ 町は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤 十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。
- ウ ボランティア等による炊き出しの申し出があった場合は、関係機関と調整して随 時実行する。
- エ 町は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請する。県は、町から 要請があれば、次の措置を行う。
 - (ア) 日赤県支部に応援を要請する。
 - (イ) 調理不要な乾パン、乾燥米飯、生パン等を供給する。
 - (ウ) プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
 - (エ) 自衛隊に対して派遣要請を行う。
- (5)被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立 状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定 避難所外避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握で きる広域避難者に対しても供給されるよう努める。
- (6) 費用の基準(被災者の救助保護に係る費用等(資料編 2資料-23)参照)
- (7) 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合は限度額内で県負担、その他の場合は町負担とする。

* 参 考

: 様式第 18 号 (資料編 3 様式-18): 様式第 19 号 (資料編 3 様式-19): 様式第 20 号 (資料編 3 様式-20)

第15節 給水計画

香川県広域水道企業団は、災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、飲料水及び生活用水の供給を行う。

(主な実施担当)

総務班、香川県広域水道企業団

1 給水の確保等

- (1)被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- (1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ア 水道施設に被害がない場合は、町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - イ 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、 給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ウ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水 を行う。
 - エ 町民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する 町民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - オ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は(公社)日本水 道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。
- (2) 町は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (3)被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立 状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定 避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握で きる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

* 参 考

: 様式第 21 号 (資料編 3 様式-21)

第16節 生活必需品等供給計画

町は、災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、民間業者等から被服、寝 具、日用品等の生活必需品を調達し供給を行うとともに、必要に応じて県等に対し調達又 は斡旋を要請する。

(主な実施担当)

総務班、救護班

1 生活必需品等の調達

町は、原則として自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した町内外の大規模小売店等の民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、次の事項を示して県等に対して調達又は斡旋を要請する。また、町は二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。

- (1) 必要な生活必需品の品目及び数量
- (2) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- (3) その他参考となる事項

物資供給の対象者、配給品目、配給のために支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準に準じて行う。

町及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

2 生活必需品等の配分

(1) 対象者は、次のとおりとする。

ア 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入 手することができない者

(2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

ア 寝具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等

イ 外衣洋服、作業着、子ども服等ウ 肌着シャツ、パンツ等の下着

エ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等 オ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等

カ食器茶碗、皿、はし等

キ 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等

ク 光熱材料 マッチ、プロパンガス等

- (3) 町は、避難所の収容人員を確実に把握したうえで配給品目、数量等を決定して配分計画を作成し、それに基づき被災者に対し生活必需品の配分を行う。
- (4) 町は、物資の配分にあたっては、事前に地域住民に広報を行うとともに自主防災組織、自治会、防災ボランティア等の協力を得て実施できる協力体制を整備して不公平が生じないように適切に実施する。
- (5) 町は、配分にあたり災害救助法による物資とその他の義援物資を明確に区別する。
- (6) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。

(7)被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立 状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定 避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握で きる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

* 参 考

: 備蓄物資一覧 (資料編 2 資料-19): 様式第 22 号 (資料編 3 様式-22): 様式第 23 号 (資料編 3 様式-23)

第17節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、公衆衛生の保持に努める。

(主な実施担当)

生活支援班、救護班

1 防疫対策

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を 実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。 町は、感染症が発生したときは、直ちに県中讃保健福祉事務所へ連絡するとともに、 発生状況、防疫対策等については速やかに広報、啓発を行う。
- (3) 県は、感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、町に対して、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等必要な指示を行う。

町は、県の指示を受けて、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を行う。

- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 県は、感染症予防上必要と認めたときは、町に対して、臨時の予防接種の実施を指示する。
- (6) 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施する。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当 部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置 を講じるよう努める。さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、 保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、県の支援を得て避難所の運営に必要な情報を共有する。
- (9) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、 他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の 都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策

(1) 健康相談等

ア 町は、県と連携し、定期的に保健師等による指定避難所等の巡回を実施して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者、障害者等、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて生活指導、保健指導及び健康相談を行う。

また、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配、被災生活の長期化

に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア等を福祉事業者、ボランティア 団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

イ 町は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に 努める。

(2)精神保健相談等

- ア 町は、県及び医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャル ワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的 ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療 (精神療法、各種表現療法、薬物療法等)等を行う。
- (ア) 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
- (イ)子ども、妊産婦、障害者、難病患者外国人等の要配慮者でストレスにさらされや すい者
- (ウ)被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- (エ) ボランティア等、救護活動に従事している者
- (オ) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者
- イ 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関及び他の 都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム(災害派遣精神医療 チーム(DPAT)を含む。)の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。
- ウ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム(災害派遣精神医療チーム(DPAT) を含む。)の派遣を求めた場合、その受入に係る調整、活動場所の確保等を図る。

(3) 栄養相談等

ア 町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、保健センター等に おいて栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する 広報活動を行う。

また、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- (ア) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者等の要配慮者に対する栄養指導
- (イ) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- (ウ) 感染症や便秘等を予防するための栄養指導
- (エ)被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- (オ) その他必要な栄養相談・指導
- イ 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都 道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

3 食品衛生対策

- (1) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。
 - ア 救援食品の衛生的取扱い
 - イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ウ 配布された弁当等の適切な保管(通風のよい冷暗所等)と早期喫食(期限を過ぎた 弁当等は速やかに破棄)
 - エ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (2) 食中毒が発生したときは、町は、県が編成する調査班の活動に協力する。

第18節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、町民生活の確保を図る。

(主な実施担当)

生活支援班

1 処理体制

(1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行う。

なお、被害状況に応じて町本部は、清掃隊を編成し廃棄物処理の円滑化を図る。

- (2) 町は、廃棄物処理について県から必要な指導を受けるとともに、被害が甚大な場合は、県に応援を要請する。
- (3) 町民及び自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

ア町

- (ア) あらかじめ、ごみ及び災害廃棄物処理の連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時集積場(仮置場、仮集積場)等を策定しておき、町民、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、応急処理に努める。
- (イ) 速やかに仮置場、及び収集日時を定めて自主防災組織等、及び町民に周知する。
- (ウ) 自主防災組織等に対し、仮集積場の設置、ごみの分別整理、及び仮集積場から町が設置する仮置場への運搬方法について指導し、協力を求める。
- (エ) 自主防災組織等によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに、あらかじめ選定した処理場に運搬、処理する。
- (オ) 緊急な応急措置の実施のため、除去が必要と認められる災害廃棄物は、町が直接 仮置場、及び処分場に運搬する。
- (カ) 消毒用あるいは防臭用の薬剤及び災害用ごみ袋を町民に配付するとともに、特に腐敗しやすい可燃ごみについては、他と分離し、優先的に処理し、また処理するよう指導、周知する。
- (キ) 原則として、可燃ごみは焼却処分し、不燃ごみ、粗大ごみは破砕処分する。

イ 自主防災組織等

- (ア) 地域ごとに、町民が搬出するごみの仮集積場を選定し、町民に周知する。
- (イ) 仮集積場のごみの分別整理、流出及び不法投棄の防止等の管理を行う。
- (ウ) ごみは、定められた日時に仮集積場、又は仮置場へ運搬する。

ウ町民

- (ア) 自分で処理できるごみは、努めて処理し、自分で処理できないごみは、指定され た仮集積場へ搬出する。
- (イ) ごみは、指定された仮集積場以外へは、搬出しない。
- (ウ) 事業者は、事業活動に伴うごみは自らの責任で処理を行う。

(2) し尿処理

ア町

(ア)下水道施設及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの

使用の中止について町民に周知する。

- (イ) 町民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置し、併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤等の備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。
- (ウ) し尿については、計画収集が可能になるまでの間、町民に対して仮設トイレの使用、若しくは必要に応じて、素掘での処理を指導するとともに、計画的な仮設トイレの設置及び必要に応じ、尿凝固剤の配付を行う。
- (エ) し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- (オ) 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。また、終末処理場のある下水 道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。
- イ 自主防災組織等

自主防災組織等を中心に仮設トイレ、素掘の維持管理、消毒を行う。

ウ町民

町からの指示に従って、水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレの使用、必要に応じて素掘での処理を行う。

(3) 災害廃棄物処理

- ア 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。
- イ 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。
- ウ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- エ アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、安全を確保したうえでの適切な処理を行う。

3 廃棄物処理施設の復旧

(1) 町

- ア 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに復旧計画 を定め、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を 行う。
- イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、工事業者に協力を 要請する。
- ウ 一般廃棄物処理施設の損壊等により、処理を中止する場合、又は処理の中止の必要が生じたときは、他の処理施設への処理依頼等、応急的な処理に努めるとともに、町民、県及び関係団体に、速やかに通知する。また、復旧の時期についても、随時、町民、県及び関係団体に情報の提供を行う。
- (2) 産業廃棄物処理施設設置者

産業廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理機能の支障及び 二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行うとともに、県に速やかに通 知する。

4 災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害発生時には、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力の在り方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を行う。

また、本計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするための行動マニュアルについては、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう必要に応じて見直しを図る。

5 町民への周知

町は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第19節 遺体の捜索、処置及び埋火葬計画

災害時において、死者、行方不明者(周囲の状況から既に死亡していると推測される者を 含む。)が発生した場合は、捜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

(主な実施担当)

生活支援班、救助班、(消防団)

1 遺体の捜索

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。遺体の捜索にあたっては、警察、消防本部及び消防団等の協力を得て、捜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- (1)遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等
- (3) 応援を求めたい人数又は船艇器具等
- (4) その他必要な事項

2 遺体の処置等

- (1) 町は、遺体について、医療救護班、歯科医療班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 警察署は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、 県、町及び指定公共機関等と密接に連携する。
- (3) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、 消毒等の処置を行う。
- (4) 町が遺体を収容した場合、遺体の氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。
- (5) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に 埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所(寺院、公共施設等)に遺体の 収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- (1) 町は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (2) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (3) 町は、自ら埋火葬の実施が困難な場合は県に応援を要請する。県は、火葬場の斡旋等について町から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。

* 参 考

: 様式第 24 号 (資料編 3 様式-24) : 様式第 25 号 (資料編 3 様式-25)

第20節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

(主な実施担当)

総務班、機動施設班

1 被災住宅の調査

(1) 町は、災害により家屋に被害が生じた場合、次の項目について応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急に実施し、知事に報告する。

ア 被害状況

- イ 被災地における町民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等
- オ その他住宅の応急対策上の必要な事項
- (2) 町が調査を実施できない場合は、知事に応援を要請する。

2 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県は住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。ただし、知事の通知を受けた場合は町が実施する。

(1)建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、町と協議して、公共用地から 優先して選定する。選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。

なお、町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行う。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、町の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て又は共 同建てとする。

(5) 応急仮設住宅の管理

町は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の 選定等にあたっては、高齢者、障害者等、要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止する ための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性 を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半焼又は半壊し、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住宅の修理ができない者に対して、次により必要最

小限の応急修理を行う。

(1)対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(2) 修理方法

応急修理は、(一社) 香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

4 障害物の除去

- (1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去ができない者に対して、障害物の除去を行う。
- (2) 町は、資機材、要員の不足、障害物の除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を県に要請する。

5 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

6 応急仮設住宅以外の収容施設

町は、応急住宅及び応急修理ができるまでの間、収容できる公民館、体育館、校舎等を 災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定する。

7 住家復旧計画

(1) 自力復旧

町は、自力で住家を復旧する者に対して、必要資材の斡旋に努めるとともに、資金の不足する者に対しては、住宅金融支援機構の住宅復旧資金の貸付制度を利用するよう指導する。

(2) 公営住宅

町は、被害の状況により公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第8条の公営住宅を 建設する。

8 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図る。

9 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

町は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に、県の協力依頼により、(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部から県へ報告され、県から町へ情報提供のあった会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

* 参 考

: 様式第 26 号 (資料編 3 様式-26)
: 様式第 27 号 (資料編 3 様式-27)
: 様式第 28 号 (資料編 3 様式-28)
: 様式第 29 号 (資料編 3 様式-29)

第21節 社会秩序維持計画

災害時においては、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるため、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

(主な実施担当)

総務班

1 町民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 防犯

災害時には、警察署の定める計画により、警察署に災害警備本部を設置する。 警察署は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び避難所等において、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

第22節 文教応急対策計画

災害により教育施設が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、教育施設の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行う。

(主な実施担当)

生活支援班

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校等に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

ア 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者等と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

イ 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、町教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校等の管理に必要な体制を確立する。
- (2) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大 防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告す る。
- (3)報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設の応急復旧を行う。
- (4) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行う。

3 応急教育の実施

町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び 支援を行う。

校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- (1) 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
- (2) 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導にあたっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- (3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- (4) 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は 地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との

合併授業を行う。

- (5)避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- (6)他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- (7) 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1)授業料の減免等

町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を 受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行う。

ア 教科書

毎年度使用教科書に基づき教科書発行会社に対して緊急に調達手配する。

- イ 災害救助法の適用があった場合の学用品の配給
- (ア)被害の実情に応じ、教科書、文房具、通学用品を現物配給する。
- (イ) 学用品の配給のため、支出できる費用は次の額の範囲内とする。(被災者の救助保護に係る費用等(資料編 2資料-23)参照)
- ウ 学用品の配給を実施できる期間は、災害発生の日から、教科書については1か月 以内、その他の学用品については15日以内とする。
- (3) 学校給食の実施

町は、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会と受託業者間における取決めに基づいて対応する。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2)館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大 防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告す る。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1)被災時の応急措置

国・県・町指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速 やかに町教育委員会事務局生涯学習課を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力 し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2)被害状況の調査

被害状況の調査は、町教育委員会事務局生涯学習課が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、町教育委員会事務局生涯学習課を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策

町教育委員会事務局生涯学習課は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺地に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。 町及び県教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

* 参 考

: 様式第 9号(資料編 3様式-9) : 様式第 10号(資料編 3様式-10)

第23節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾等の公共土木施設や医療機関、社会福祉施設等の公共施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

(主な実施担当)

総務班、生活支援班、救護班、機動施設班

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

3 港湾及び漁港施設

管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

5 砂防、急傾斜地崩壊防止施設

町及び県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や町民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山施設

町及び県は、治山施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、その管理する公園について、早急に被害状況を把握し、必要に応じて速やかに施設の応急復旧を行う。

8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに 応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図る。

9 医療機関、社会福祉施設等公共施設

町は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対し

て、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

10 廃棄物処理施設

(1) 町は、災害による廃棄物処理施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・ 処分場の候補地の選定等を行う。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

- (2) 県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。
- (3) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるもの等については、速やかに応急復旧を行う。

11 放送施設

放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、 仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

また、町、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し、特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

12 海域関連施設

洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に 回収、処理できるよう、町、県、国の役割分担について連絡調整を行う。

第24節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

(主な実施担当)

総務班、香川県広域水道企業団

1 電気施設

- (1)電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災等、二次災害を防止するため、電気施設及 び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得 て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ア 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - イ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ウ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想されるとき、又は警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよ う応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や 復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、町民の避難等の措置を講じる。
- (3) ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、今後の復 旧見込みやガス使用上の注意事項等について、町民及び関係機関等へ周知する。

3 電気通信施設

(1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。

また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。

- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - エ 災害救助法が適用されたとき等には、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

(4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報 共有が必要な場合は、国(総務省)を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協 力を要請する。

4 水道施設

- (1) 水道事業者は、災害が発生したときは、水道の各施設(貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等) ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
 - ア 浅井戸、深井戸の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - イ 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ウ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により 閉栓する。
- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
 - ア 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - イ 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、 配水調整を行う。
 - ウ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復 旧する。

また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。

- エ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、 町民生活への影響を考えて、緊急度の高い指定避難所や医療機関等は優先して行う。
- オ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制 や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (3) 水道事業者は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
- (4) 町は、水道事業者の復旧活動に必要に応じて協力する。

5 下水道施設

町は、災害が発生したとき、下水道等の構造を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管きょ施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管きょの閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、高度処理施設等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 町は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

第25節 農林水産関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、水産物等に対して、的確な応急対策を行う。

(主な実施担当)

機動施設班、(十地改良区)

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 町及び土地改良区等は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ(移動用ポンプ)により湛水の排除に努める。
- (3) 町及び土地改良区等は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。
- (4) 町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより 水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 町及び町内農業協同組合等農業団体は、被害の実態に応じて県が行う技術指導に協力する。
- (2) 町は、再播種用種子の確保については県に要請し、県は、種子協会に対し、転用種子 などの確保について指導する。
- (3) 町及び農業団体等は、病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を 図るため、中讃農業改良普及センター、関係農業協同組合等と密接に連携して防除指 導を行う。また、農薬を確保するため、県が県農業協同組合又は県内農薬卸売業者に協 力を依頼するよう求める。

(4) 果樹対策

- ア 倒伏樹は起こし、根際を充分固め、支柱を立て枝葉の剪定を行う。
- イ 折損枝は切断し、接ぎろう等で損傷部位の保護を行う。
- ウ 殺菌剤の散布を行い、病害虫の発生、まん延を防ぐ。
- エ 災害の実情に適応する肥培管理を行い、樹勢の回復を図る。
- オ 排水溝の整備を行い、次の災害に備える。
- カ 海岸で潮風害を受けたものは速やかに樹冠かん水を行い塩分を洗浄する。

(5) 野菜対策

- ア 軽い中耕を行い地面の膨軟化を図る。
- イ ビニール、ガラス等の破損したものについては、早急に修理を行い、植物体の保護 に努める。
- ウ 半倒壊したハウスについては応急修理、補強を行い、その1作について充分収穫 をあげるように措置する。
- エ 排水と保温に努め、植物の生育助長を図る。

3 水産物に対する応急措置

(1) 町は、水産物の災害応急対策の実施について、県と緊密な連絡のもと、災害情報を次の関係機関に一刻も早く連絡協議しつつ応急措置を行う。

- ア 管内漁業協同組合
- イ 坂出海上保安署
- ウ 県中讃保健福祉事務所
- 工 丸角警察署
- (2) 町は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- (3) 町及び漁業協同組合等は、県が被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う際に協力する。
- (4) 町は、災害対策用物資が不足した場合、他の市町等に対し、調達を要請する。

4 ため池施設

ため池管理者は、その管理するため池について、早急に被害状況を把握し、町及び県に被害状況を報告するとともに、必要に応じてため池からの放水、用排水路の断水又は減水、代替機による排水等必要な応急措置を講じる。なお、ため池施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。また、町に対し必要に応じ町民に避難の指示をするよう要請する。

第26節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

(主な実施担当)

総務班、(町社会福祉協議会)

1 受入体制の整備

- (1) 町は、ボランティアの受入主体となる町社協と連携して、ボランティア活動に関する 情報提供の窓口を設け、町社協が設置する町災害ボランティアセンター及び県社協が 設置する香川県災害ボランティア支援センターと連携して支援を行う。
- (2) 町は、香川県災害ボランティア支援センターの活動や、町社協及び日本赤十字社等が行うボランティアの受付、活動調整等について協力するとともに、町社協、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、また、ボランティアの生活環境について配慮する。
- (3) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる町災害ボランティアセンターの施設、設備等の確保のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬への支援を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 町災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入態勢が整い次第、町災害ボラン ティアセンター設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害 ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、町災害ボランティアセンターからの情報 提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行 うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 町災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に 参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ア 災害ボランティア情報の収集、発信
 - イ ボランティアと県等との連絡、調整
 - ウ 活動資材の調整
 - エ 町災害ボランティアセンターへの支援
 - オ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
- (2) 町災害ボランティアセンターの主な役割
 - ア 被災地のボランティアニーズの把握
 - イ 被災地へのボランティアの派遣
 - ウ ボランティア情報の収集、発信
 - エ ボランティアと町等との連絡、調整
 - オ ボランティアへの対応
 - カ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

- 4 その他ボランティアへの対応
- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び町災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第27節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障害者、外国人、難病患者、小児慢性特定疾病児童、児童(乳幼児含む。)、妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、町及び関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

(主な実施担当)

総務班、救護班、救助班

- 1 高齢者、障害者、難病患者等対策
- (1) 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安 否確認、被災状況等の収集に努める。

町消防本部は、自力で避難することが困難で特別の支援を必要とする高齢者、障害者等の緊急時の円滑かつ迅速な援護活動を図る。

- (2) 町は、難病患者への対応のため、県、中讃保健福祉事務所との連携を図る。
- (3) 町は、援護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急 入所等の措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把 握等を行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等へのホームヘルプサービス、デイサービス等の居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器等、必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、FAX等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び西部子ども相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入の可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入や里親への委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害等に対応するため、西部子ども相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。

3 外国人対策

- (1) 町は、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供にあたっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通

訳等のニーズを把握する。

- (4) 県は、町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳ボランティア等の派遣を要請する。
- (5) 県は、町からの報告に基づき、外国人の安否情報のとりまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。
- (6) 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、町は、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるので、町及び県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者等の緊急一時受入を行う。
- (2) 町及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワー の確保等、社会福祉施設等の機能維持に努める。
- 5 香川県災害派遣福祉チーム(DWAT)

DWATは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うものである。

- ア 指定避難所等の福祉ニーズ把握
- イ 要配慮者のスクリーニング
- ウ 要配慮者からの相談対応
- エ 介護を要する者への応急的な支援
- オ 避難環境の整備

6 配慮すべき事項

町及び県は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用した要配慮者に向けたきめ細かな情報提供
- (2) 避難情報の伝達や、自主防災組織、民生委員等、地域住民の協力等による円滑かつ迅速な避難誘導
- (3) 避難所での健康状況の把握
- (4)条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (5) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (6) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (7)巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (8) 医療福祉等総合相談窓口の設置
- (9) 応急仮設住宅への優先的入居
- (10) 高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等

第28節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確(スムーズ)に実施できるよう、県等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

(主な実施担当)

生活支援班

1 同行避難した動物の適正飼養対策(飼い主の役割)

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物(危険な動物)の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、 当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じる とともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必 要な措置をとるよう努める。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、町民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第29節 水防等活動計画

洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防ぎょ し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動を行う。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、町民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

本節の記載のほか、多度津町水防計画に基づく活動を行う。

(主な実施担当)

全課、(消防団)

1 従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

町は、水防計画の改定にあたっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動 その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、 必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得たうえで、河川管理者又は下水 道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理者等の連携を強化する。

2 水防活動

- (1) 町は、河川管理者から通知があったとき、又は水防上危険が予想されるときは、水防団(消防団)の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- (2) 町及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、 異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急 措置を行う。なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。
- (3) 多度津町防災連絡協議会は、町との協定に基づき、町が実施する災害対策事業を支援する。
- (4) 河川管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を 監視し、必要に応じてせき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅 速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。
- (5) 町は、河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- (6) 町は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及び氾濫する方向の近隣市に通報しなければならない。また、決壊箇所については、町、県、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (7) 洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

3 土砂災害防止活動

- (1) 町は、土砂災害警戒区域等がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2) 町は、土砂災害が予想されるときは、地域住民、要配慮者利用施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される 箇所周辺の町民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 町及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等

の応急工事を行う。

4 風倒木対策

町及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応 急対策を講じる。

第30節 海難等災害対策計画

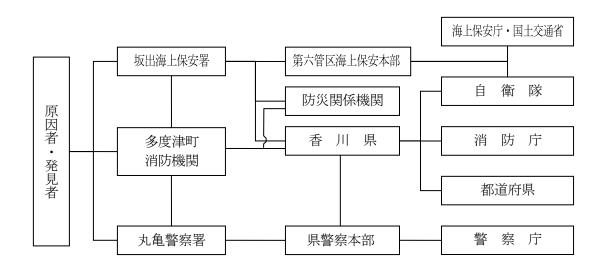
船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸の町民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

(主な実施担当)

総務班、救助班

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集・伝達系統は、次のとおりである。



2 町の応急対策

- (1) 坂出海上保安署等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- (2) 速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、次のとおり「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、坂出海上保安署と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。
 - ア 消防機関が主として消火活動を担当する船舶 埠頭又は岸壁に繋留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
 - イ 坂出海上保安署が主として消火活動を担当する船舶 上記ア以外の船舶
- (3)被害のおよぶおそれのある沿岸の町民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

3 事業者等の応急対策

- (1) 海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事故原因者等関係事業者は、直ちに坂出海上保安署に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2)消防機関、坂出海上保安署等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

第31節 海上大量流出油等災害対策計画

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策を行う。

(主な実施担当)

総務班、生活支援班、機動施設班、救助班

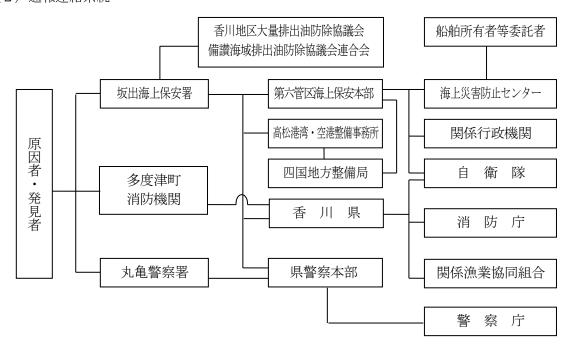
1 情報の収集及び伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとする。

(1) 通報事項

- ア 事故発生又は発見の日時、場所
- イ 事故の概要
- ウ 流出油等の状況 (種類、量、範囲等)
- エ 現場の気象及び海象
- オ その他必要事項

(2) 通報連絡系統



2 町の応急対策

(1)情報の収集及び連絡・通報

関係者、関係機関から情報を収集するとともに、坂出海上保安署、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

(2) 流出油等の防除作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を 行う。また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供す る。

(3) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

災害の危険がおよぶおそれのある沿岸の町民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講

じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、 広報活動を行う。

(4) その他の応急対策 必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

3 事業者の応急対策等

- (1)油等の流出が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事業者は、直ちに坂出海上保安署に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 付近の町民に危険がおよぶと判断されるときは、町民に対して避難するよう警告する。
- (3) 現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収等、流出油等の防除作業を行う。
- (4) 必要に応じて、一般財団法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

* 参 考

:油処理剤 (資料編 2資料-21) :オイルフェンス (資料編 2資料-22)

第32節 航空災害対策計画

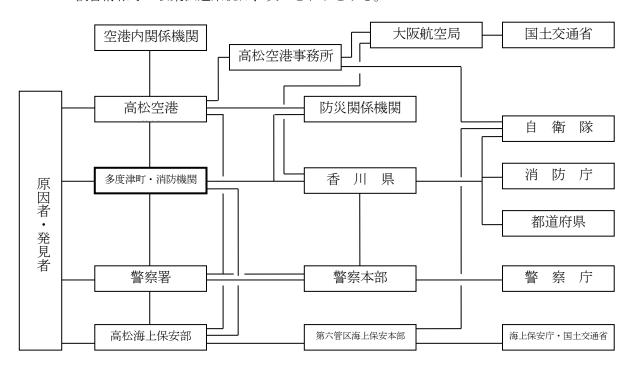
航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人 命救助、消火活動等の応急対策を行う。

(主な実施担当)

全班

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 町の応急対策

- (1) 町は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 町及び消防本部は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に 応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第33節 鉄道災害対策計画

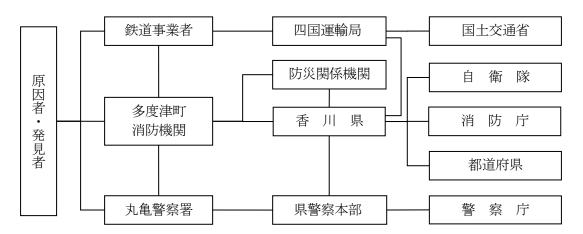
列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、町民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

(主な実施担当)

全班

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに 四国運輸局、町及び関係機関等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3)事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関等、応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4)事故災害が発生したときは、他の路線へ振り替え輸送等、代替交通手段の確保に努める。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報(鉄道の運行状況、代替交通手段等)、施設の復旧 状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2)事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町医師会等に対し、医療救護部の設置を要請し、医療救護部から医療救護班、歯科医療班、薬剤師班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。 また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第34節 道路災害対策計画

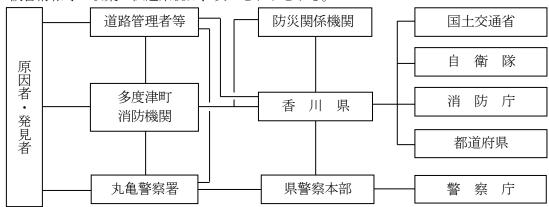
トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

(主な実施担当)

全班

1 情報の伝達及び収集

被害情報等の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者等の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに 県、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 町、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報(通行の禁止・制限、迂回路等)、施設の復旧状況 等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2)事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、 危険物等の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。 また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第35節 原子力災害対策計画

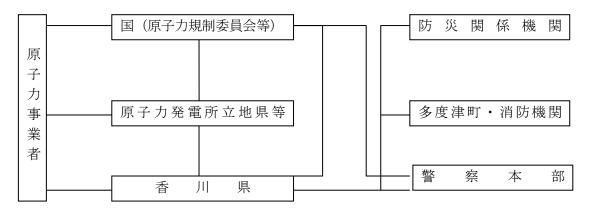
原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、 又は発生のおそれがある場合は、町民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動等の応急対策を行う。

(主な実施担当)

全班

1 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。



2 原子力事業者の応急対策

(1) 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれが ある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

(2) 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第 10 条に規定する特定 事象(原子炉冷却材の漏えい等)等(以下「特定事象等」という。)を把握した場合は、 速やかに県へ連絡する。

(3) 継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

3 警察本部の応急対策

(1)情報の伝達

警察本部は、町、県と連携し、事故の現状、応急対策、町民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、町民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

(2) 避難等の支援の実施

警察本部は、町民等の避難等が行われることとなった場合は、県等と連携し、町の実施する町民等の避難等の支援を行う。

(3) 緊急輸送の実施

警察本部は、国から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への 移動に関して必要な配慮を行う。

4 町の応急対策

(1) 広報相談活動の実施

ア 情報の伝達

町は、県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、町民のとるべき措置及び その他必要事項についての正確な情報を、町防災行政無線、広報車、自主防災組織と の連携等により、町民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

イ 相談活動の実施

町は、県と連携し、町民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応する ため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(2) 緊急時の保健医療活動の実施

町は、県、保健医療機関と連携し、町民等からの健康についての相談、問い合わせに 対応するため、必要に応じ健康相談窓口を設置する。

(3) 避難等の実施

町は、県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに町民等の避難等を実施する。なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の町民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による 人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、 自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを 基本とする。

(4) 県外からの避難者の受入と支援の実施

町は、県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(5) 放射性物質による汚染の除去等の実施

町は、国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

(6) 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

町は、県、国等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施に努める。

5 水道事業者の応急対策

(1) 水道水の安全性の確保

ア 検査の実施

県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

イ 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び 県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

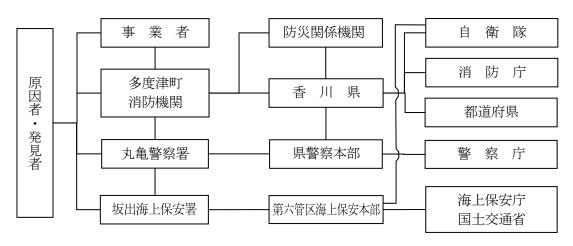
第36節 危険物等災害対策計画

危険物(石油類等)、高圧ガス等の危険物施設等に事故が発生したとき、町民及び従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

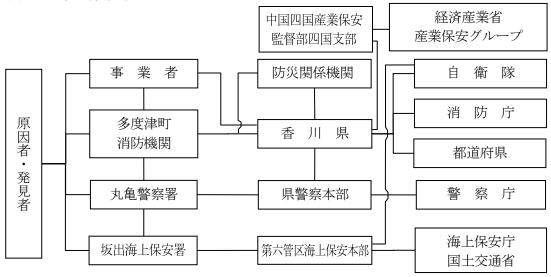
(主な実施担当)

総務班、救護班、救助班

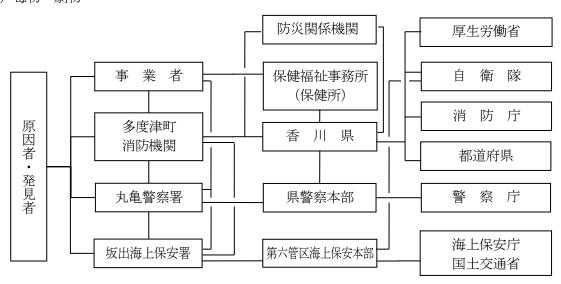
- 1 情報の収集及び伝達 被害情報等の収集・伝達系統は、次のとおりとする。
- (1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



(3) 毒物·劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、直ちに、町及び関係機関等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じる。
- (3)事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2)事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町医師会等に対し、医療救護班、歯科医療班、薬剤師班の 出動を要請して現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。ま た、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4)事故発生地及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した 危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急処置命令、施設の緊急 使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第37節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

(主な実施担当)

総務班、救助班、(消防団)

- (1) 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町で対処できないときは、近隣市等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。 また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行う。

第38節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び町民等の安全を確保するため、 消火活動等の応急対策を行う。

(主な実施担当)

総務班、救助班、(消防団)

- 1 林野火災発災直後の対応
- (1) 初動対応上の基本指針
 - ア 林野火災は、その全体像把握を最優先とし、町のみでは困難と認める場合は県に 対し迅速に県防災へリコプターによる上空偵察を依頼する。
 - (ア) 林野火災の発生を覚知した場合、直ちに県防災航空隊に一報を入れ、正式要請から出動までの時間を短縮する。
 - (イ)要請から日没時刻までの活動可能時間を配慮して、できるだけ早期に県防災へ リコプターを要請する。
 - イ 消防活動は住宅等建物及び送電線、通信施設等の工作物への延焼火災阻止(警戒を含む。)並びに飛び火消火を優先して行う。

島しょ部での林野火災の場合、消防隊員等の輸送のため、覚知後直ちに輸送協定 を締結している船舶事業者に一報を入れ、正式要請から出動までの時間を短縮する。

- ウ 市街地部への延焼拡大の未然防止のため、必要と認める場合は県に対し迅速に県 防災へリコプターによる空中消火活動を依頼する。
- (ア)強風·乾燥注意報や火災気象通報が発表されている場合は、県防災ヘリコプター を要請する。
- (イ) 自衛隊ヘリコプターについては、県防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断されるときに要請することになるが、正式要請前に事前連絡を行う。
- (2) 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項
 - ア 県への通報内容、要請事項
 - (ア) 火災の発生状況 (把握できた範囲で)
 - (イ) 県防災ヘリコプターによる上空偵察(林野火災全体像把握のため)
 - (ウ) 県防災ヘリコプター等による空中消火活動(延焼拡大の未然防止のため)
 - (エ) 自衛隊の災害派遣要請の要求
 - イ 協定締結水利管理者への通報内容、要請事項
 - (ア) 火災の発生状況 (把握できた範囲で)
 - (イ) 県防災ヘリコプター等による空中消火用水補給協力体制
 - ウ 森林管理者等への通報内容、要請事項
 - (ア) 火災の発生状況 (把握できた範囲で)
 - (イ) 森林内の作業員の安全確保
 - (ウ)消火活動への協力
 - エ 丸亀警察署への通報内容、要請事項
 - (ア) 火災の発生状況 (把握できた範囲で)
 - (イ) 緊急車両の通行確保のための交通規制
 - オ 隣接消防本部(署)及び協定締結消防本部(署)への通報内容、要請事項
 - (ア) 火災の発生状況 (把握できた範囲で)
 - (イ)消防相互応援協力の要請
 - カ 坂出海上保安署への通報内容、要請事項
 - (ア) 島しょ部における火災発生状況
 - (イ) 海岸付近の町民及びレジャー客等に対する各種広報

- キ 協定締結船舶事業者への通報内容、要請事項(島しょ部での林野火災の場合)
- (ア) 火災の発生状況(把握できた範囲で)
- (イ) 輸送人員、資機材等の内容
- (ウ) 協定に基づく協力の要請
- (3) 応急措置

ア 現地対策

- (ア) 現地指揮本部の設置
- (イ) 警戒区域の設定
- (ウ) 通信統制の実施
- (エ)消防本部・町本部との通信手段の確保
- (オ) 市街地部への延焼危険時の関係町民に対する避難の指示、誘導等
- (カ) 現地町民向け広報及び報道機関対応

イ 消火・救出活動

- (ア) 林野火災の全体像の把握(火点の位置、市街地部延焼危険に関する情報収集)
- (イ) 飛び火の警戒
- (ウ) 消防水利の確保
- (エ) 地上消防隊による消火活動
- (オ) 県防災ヘリコプター等による空中消火活動
- (カ) 孤立者等の救出(ヘリコプターによる)

ウ 避難・誘導

- (ア) ラジオ・テレビ局への延焼危険区域・森林内滞在者緊急避難呼びかけ放送依頼
- (イ) 広報車等による延焼危険区域町民の緊急避難呼びかけ
- (ウ) 県防災ヘリコプター等による空からの避難呼びかけ

工 負傷者救援

- (ア) 救急活動(医療救護班、歯科医療班、薬剤師班出動、現地救護所設置、救急搬送 等)
- (イ) 町内救急告示病院の引き受け確認

2 ヘリコプターの受入準備

(1) 臨時ヘリポート

大規模林野火災が発生し、県防災へリコプター等を要請する事態となった場合の予定基地は多度津町民野球場とする。

(2) 給水場所の確保

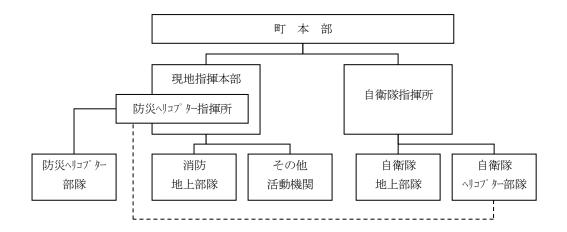
消火作業効率が良好なため自己給水を優先する。自己給水可能な自然水利(海、河川、ため池)の中から機数、機種に応じて適地を使用する。

3 指揮・情報連絡体制

(1) 指揮・調整系統

大規模な林野火災が発生した場合(あるいは大規模化が予想される場合)には町本部を設置し、町本部長のもとで総合的な火災応急対策の推進を図る。

また、火災現場には、火災の状況を総合的に把握し、集結した各機関の活動部隊を一括した方針のもとで有効かつ安全に運用するために、現場最高指揮者(消防長又は消防署長)を中心とする現地指揮本部を設置する。



(2)情報連絡手段の確保

現地指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防無線、 自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう 体制を整える。

* 参 考

: ヘリコプター用飛行場外離着陸場 (資料編 2資料-16)

第39節 竜巻・突風対策計画

特殊な気象条件下において、竜巻突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の対策を推進する。

(主な実施担当)

総務班、機動施設班、救助班

1 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ず しも竜巻を起こすわけではなく、発生の予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に町民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発 及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 町民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、 町民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応(パンフレット)」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。これらのパンフレット等広報資料を利用し、町民に伝達する。

【竜巻からの身の守り方】

屋内にいる場合 屋外にいる場合 窓を開けない ・車庫・物置・プレハブに避難しない 窓から離れる 橋や陸橋の下に行かない カーテンを引く ・近くの頑丈な建物に避難する ・雨戸・シャッターをしめる ・頑丈な建物が無い場合は、近くの水路や ・建物の最下階に移動する くぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守 ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動す ろ ・飛来物に注意する ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる

出典:内閣府「竜巻等突風災害とその対応 (パンフレット)」

(2) 安全な場所への誘導

・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

竜巻来襲時、多くの町民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階(2階よりも1階)、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(4) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2 竜巻突風に対する対策

(1) 竜巻注意情報等気象情報の取得

竜巻等の発生のメカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等 突風が発生しやすい気象状況となった場合に、「竜巻注意情報」を発信している。

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風 に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、香川県を対象に 気象庁より発表されるもので、この情報は気象庁より防災機関に伝達される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

(2) 家屋・農作物等の被害防止

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

- イ 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的と する防風施設等の整備

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

また、林野火災が発生したときは、広範囲な林野の焼失防止及び町民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、町民の意向を尊重し、町が主体的に取組むとともに、国及び県がそれを支援する等適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

(主な実施担当)

全課

1 原状復旧

- (1) 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 町は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置された災害 (以下「特定大規模災害」という。)等を受けたときは、県に工事を行うよう要請をす ることができる。県は、町からの要請を受け、地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な 復興のため必要があると認めるときは、その事務の執行に支障のない範囲で町に代わ って工事を行う。
- (4) 町又は県は、指定区間外の町道または自らが管理する道路と交通上密接である県道 について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国(国土交通省)に、権限代行制度に よる支援を要請する。
- (5) 町は、町長が管理を行う一級河川または二級河川以外の河川で町長が指定したもの (以下「準用河川」という。)における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事 業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国(国土交通省)に、 権限代行制度による支援を要請する。
- (6) 町は、災害が発生した場合において、町長が管理を行う準用河川に係る維持(河川の 埋塞に係るものに限る。)について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国(国 土交通省)に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画的復興

(1) 町は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急町本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)において、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を 含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その 維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障害者、 高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

- (2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに町民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町は、災害に強いまちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。
- (4) 町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度 災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完 了するよう努める。

(主な実施担当)

全課、香川県広域水道企業団

1 災害復旧事業の種別

町は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川 イ 海岸 ウ 砂防設備 エ 林地荒廃防止施設
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設 カ 道路 キ 港湾 ク 漁港 ケ 下水道
 - コ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 水道施設災害復旧事業計画
- (4) 公営住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (7) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (8) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、見舞金等の支給、生活資金等の貸付、税の徴収猶予及び減免、応急金融対策、雇用対策等、必要な措置を講じる。

(主な実施担当)

総務課、税務課、住民環境課、健康福祉課、産業課

1 生活相談

- (1) 町は、金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅 広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じ て防災関係機関と連携、共同して相談業務を行う。
- (2) 町は、被災者等が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (3) 町外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災証明・罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

また、災害による住宅等の被害程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

(2) 県への要請

町は、災害による住家等の被害の程度の調査や、罹災証明書の交付について、被害の 規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に対し 必要な支援を要請する。

(3) 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や、罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する 事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効 率的な実施に努める。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害 見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。 県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、町を指導、助成する。

5 生活福祉資金の貸付

県社協は、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町社協の協力を得て、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付を行う。

6 被災者生活再建支援金の支給

県及び町は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって町民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。(支援金の支給は、県からの委託先である(公財)都道府県センターが行う。)

7 税の減免及び納税の猶予等

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて講じる。

8 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業 相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活 用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

ア 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、 事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

イ 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため賃金を受け取ること ができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を 支給する。

(3) 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない と認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間 については、延滞金や追徴金を徴収しない。

9 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講 希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

10 国民健康保険税等の減免等

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金 や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

11 被災中小企業者の復興支援

- (1) 町は、あらかじめ商工会議所と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- (2) 町は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう国・県に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

12 被災農林漁業者の復興支援

町は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業金融公庫法等に基づく融資等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるように、県に協力して必要な措置を講ずる。

13 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

* 参 考

: 様式第6-1号・6-2号 (資料編 3様式-6-1・6-2)

: 様式第 15 号
 : 様式第 16 号
 : 様式第 26 号
 : 様式第 30 号
 (資料編 3 様式-16)
 (資料編 3 様式-26)
 (資料編 3 様式-30)

第4節 義援金等受入配分計画

町及び県は、日赤県支部、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

(主な実施担当)

総務課、健康福祉課、(町社会福祉協議会)

1 義援金等の受付及び保管

(1) 町

- ア 町に寄託される義援金等は、多度津町及び町社協が受付窓口を開設して受け付ける。
- イ 義援金等の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ウ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を 設け、町指定金融機関で保管する。
- エ 義援品は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。
- オ 義援金等の受入体制を確立しておく。

(2) 県等

- ア 県は、県に寄託された義援金等及び知事あての見舞金の受付を行い、義援品については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。
- イ 日赤県支部及び県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等

(1) 町

ア 義援金等については、関係機関等と次の項目について協議のうえ決定し、配分する。

(ア) 配分方法

- (イ) 被災者等に対する伝達方法
- イ 義援品については、その種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。
- ウ 県等から送付された義援金等を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

(2) 県等

- ア 県は、受け付けた義援金の町に対する配分を義援金収集団体等で構成する第三者 機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定し ておくなど、迅速な配分に努める。また、義援品について、町に対する配分を決定 し、町の指定する場所まで輸送し町に引き渡す。
- イ 日赤県支部及び県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の町に 対する配分を、配分委員会で決定する。

3 義援金の募集

日赤県支部及び県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日赤県支部にあっては本社を通じて各都道府県支部に、県共同募金会にあっては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行う。